

平成17年9月5日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀
2 番	伊東茂
3 番	福井正
4 番	水頭喜弘
5 番	橋爪敏
6 番	山口瑞枝
7 番	中村雄一郎
8 番	橋川宏彰
9 番	森田峰敏
11 番	寺山富子
12 番	岩吉泰彦

13 番	井手常道
14 番	青木幸平
15 番	中村清
16 番	谷口良隆
17 番	中島邦保
18 番	吉田正明
19 番	谷川清太
20 番	松尾征子
21 番	中西裕司
22 番	小池幸照

2. 欠席議員

10 番	北原慎也
------	------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	田中義明
局長 補佐	坂本芳正
管理 係 長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教育委員	長	藤	家	恒	善
教	育	小	野	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長		一ノ	瀬	健	二
監査委員		江	口		徹

平成17年 9 月 5 日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

平成17年鹿島市議会 9 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	20 松 尾 征 子	1. 少子化対策について。 (1) 乳幼児医療費を就学前まで無料に。 2. 在宅介護手当について。 3. 雇用対策について。 4. 少人数学級について。 5. J R 長崎本線を今のまま存続させ、今後のまちづくりについて。
2	5 橋 爪 敏	1. 食料・農業・農村基本計画の取り組みについて。 (1) 食料自給率の向上、食料の安定供給の確保に関する施策について。 ① 自給率の向上対策。 ② 食育の推進。 ③ 地産地消の推進。 ④ 工程管理の取り組み。 (2) 農業の持続的な発展に関する施策。 ① 担い手対策 ② 経営安定対策（品目横断的政策） ③ 農地制度改革 (3) 農村の振興に関する施策。 ① 環境保全政策。 ② 資源保全政策。 (4) 食料・農業・農村基本計画によって鹿島市農業はどう変わるのか。 2. 平成18年度農林予算について。
3	3 福 井 正	1. 長崎新幹線建設の可能性について。 (1) 長崎新幹線計画の経済波及効果について。 (2) 長崎本線時間短縮効果について。 (3) 鹿島、肥前山口間の J R 九州による運行案について。 (4) 長崎本線の第 3 セクターによる運行案について。 2. 長崎本線改良への提言。 (1) 長崎本線の線形改良と路盤強化案について。 (2) 長崎本線へのフリーゲージトレイン導入について。

順番	議 員 名	質 問 要 旨
3	3 福 井 正	3. 佐賀県による地域振興策について。 (1) 有明沿岸道路の6年前倒しと延伸について。 (2) 国道498号線の高規格道路による建設について。 (3) 振興策第2の提案について。
4	1 徳 村 博 紀	1. N P O法人等の活動に対して当市の取り組みは？ (1) 指定管理者制度 2. 当市の乳幼児医療費について。 3. 子供を生み育てる環境づくりとして。 (1) 子育て支援・女性就業支援・児童手当・保育料。 4. 不登校児の対応について。

日程第2 休会の議決

日程第3 休会の日の会議

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

おはようございます。20番松尾です。大きな台風が近づいてきているということで、非常に心配な中での一般質問となりました。さらには今、総選挙が行われ、ちょうど中日を迎えるという状況の中ですが、特に今度の総選挙のあり方を見ておりますと、郵政民営化に対して小泉首相は国民の審判を得るんだということをしきりにテレビでもおっしゃっておりますが、よく見ておりますと、その裏では憲法改悪や消費税増税の準備が着々と進められているというようなところを私たちは見逃すことができないなと思いながら、今度の選挙に取り組んでいます。

そういう中で、多くの市民の皆さんからは、今日のここまで悪化した暮らしぶりに対して、何とか政治を変えなくてはいけないという世論も非常に大きくなっていると思います。過去4年の自民党・小泉政権が、自民党をぶっ壊すのではなく、国民の暮らしをここまでぶっ壊し、ましてや自治体の財政、また業務までどうにもできない状況に持っていったこの実態を

私たちはしっかりと見詰めるべきではないかと思っています。

さて、本題に入っていきたいと思います。

まず、少子化対策の問題です。

ことし上半期の人口動態統計を速報で発表しましたが、これによれば出生数が死亡数より約3万人少なく、日本の人口が半年間で初めて少なくなったことがわかったということです。2001年に発足した小泉内閣のもとで、1人の女性が生涯に産む子供の平均数は2000年1.36だったのが、2004年には1.29へと大幅に下がり、少子化傾向に歯どめがかからなくなっております。8月25日の佐賀新聞の論説に「少子化対策」が載りましたが、なぜそうなるかということに対し、「原因はいろいろ考えられるが、各種調査ではっきり言えるのは「子育てにお金がかかりすぎる」ということである」、こう書かれておりました。

また、「経済力と出産の関係はリアルで、年収400万円未満の世帯では出産にかかるものものの費用が所得の2－3割にも達する」と書かれておりました。「また子どもを持っても保護者の長時間勤務・労働は日常化しており、子育ての苦勞を考えると若い世代が出産を控えようとするのは当然かもしれない。育児支援を充実させ、若い世代が安心して子どもを産み、育てたくなるような環境づくりに政治は本腰を入れるべきだ」。さらに、「現在取り組んでいる「次世代育成支援対策推進事業」なども育児休暇の取得に数値目標を掲げているが、若い世代が「子育ては楽しい」と思わせるまでの施策とは程遠い。出産費用の無料化や医療費もせめて中学卒業時まで無料にするなど制度の恩恵を受ける人（世帯）が広範になるような大胆な施策を望みたい」と、このようなことが書かれておりました。

また、今ちょうど衆議院選挙が行われておりますが、各政党とも少子化対策を具体的に上げております。自民党や公明党は児童手当の拡充を、また、民主党は子ども手当の創設を上げて支援を宣伝しています。やはり今、子育てのための対策が必要だとそれぞれが考えているのではないのでしょうか。確かに必要なことだと思いますが、ところが、これらを実現するために財源をどこに求めるかということについては、なかなか大きな問題があると思います。それはこのいずれもの政党が増税をすることによって財源をつくるということです。民主党はマニフェストで、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、これはお年寄りの親の分は除くということとされておるようですが、これを廃止することによって子ども手当を拡充すると言っています。また、公明党は井上政調会長が扶養控除のあり方を見直して児童手当一本化にするということを日経新聞の8月25日付で述べております。子育て世帯の増税と引きかえでは、子育て支援としての実効性はないのではないかと私は思います。

日本共産党は1994年に提言した「新・日本経済への提言」で、少子化克服のために政治が果たすべき役割を提案して、少子化克服を日本の未来にかかわる問題として、いち早く解決の方向を打ち出してきました。特に今回の選挙では、乳幼児医療費の無料制度を国の制度としてつくらせることや仕事と子育てが両立できる対策を進めることなどを上げて取り組んで

おります。私は本来、少子化対策、子育て支援にかかわる問題は基本的には国が取り組むべきだと考えておりますが、引き続く自公政治はこのことを置き去りにしてきました。そのような中で、地方では国の制度が待てないために、それぞれの自治体が独自に子育て支援のためのいろんな制度化に取り組んでおります。鹿島市でも3歳の歯科医療費の無料化までたどり着きました。

私は6月議会でも少子化問題を取り上げました。例えば、出産準備金としてとりあえず50千円の支給をということを質問したことに対し、15,000千円ぐらいかかるということ、また、ゼロ歳児の保育料を無料にという提案には7,000千円から8,000千円ぐらいの財源が必要だとおっしゃいました。さらには、乳幼児医療費を6歳まで無料にすることについては、40,000千円から45,000千円かかるということでした。私は少子化対策については、思い切って今金をかけなくてはいけないと思っています。佐賀新聞にもそのようなことが書かれてあったわけですが、今回、私は具体的にお尋ねをするのは、乳幼児医療費を就学前まで無料にすることを再度提案したいと思います。何度も提案しておりますし、その必要性などについては御意見を伺っておりますが、このことは子育て世帯が助かるのはもちろんですが、地域の経済的効果、まちづくりにも大きな成果が出ていることが先進地の例でもたくさん出ております。この件については、市長の方より直接御答弁をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、在宅介護手当の問題です。

重度の障害を持つ子供たちを自宅で介護されている人が鹿島市にもたくさんいらっしゃいますが、その家族はほとんど24時間つきっきりで、自宅から離れられない状態の人が多いようです。突然発作なども起きますと、何時であろうと佐賀大学医学部まで救急車で走り込まなくてはならない人もいます。症状は重くなり、介護に必要な備品類など使用する量もふえ、金額もかさんできています。電気代なども入院時に比べれば、毎月10千円ほど違ってくると聞いています。また、もしもの停電に備えて自家発電の設備もしたいと思っても、家計を考えると非常に大変な状況だということです。支援費制度を利用しようと思っても、月に20千円ないし30千円は自己負担になり、また、おむつ代も支給されているが、半分しかない、ということなのです。

このように、在宅で介護や療養の費用負担のため不安な毎日を送っていらっしゃる家庭はたくさんいらっしゃいます。私はこのような家族が安心して家庭で介護や療養ができるようにと、厚生労働省に直接交渉しました。その内容は、まず、現行の制度では吸入器や吸引器に対して補助が出ているが、もっと在宅介護に必要な備品への補助制度を拡充、充実させること。例えば、電気代などの経費を抑えるため、ソーラーシステムなどの取り付けに補助制度を設けられること、また、停電時に備えるために自家発電への補助制度を設けること。二つ目として、介護をされている方の健康問題も非常に心配である。十分な睡眠や休養の時間、

定期的な健康診断などできるように、24時間ヘルパー利用が可能な制度及び補助制度を設けていただくこと。三つ目として、救急時の救急車の中では自分一人で処置をしないとイケない状態となっている。これは付き添いの人ですね。専門性を備えた病院の配置、専門性を備えた救急隊員の配置など充実させていく施策をつくられること。この三つを具体的に私は厚生労働省で訴えました。

その結果、厚生労働省としては具体的な回答は今回はできないと。しかし、今回においては実情をよく聞かせていただきたい、こういう回答でした。そのことを言いながらも、一つ一つの対応はできないが、全体的に何らかの方法を考えなくてはイケないのではないかと、このような見解を示してもらいました。ただ、ソーラーシステムについては、医療機器としては認められていないので、補助はできないということでした。

さて、このように、いつときも目が離せない子供の介護の場合は、経済的に大変だからと家族は仕事につくこともできません。さらに、介護をする家族は睡眠や休養さえ十分にできない状況です。かといってヘルパーなどをお願いすれば、これまたお金がかかります。大変でも、その家族の人たちは、自分のそばに置いて看護や介護をしようと力を合わせて頑張っていて取り組まれています。国は具体的には示しませんでした、このままではイケないという考えは持っています。私たちはこれからも国に対しても要求を続けていきたいと思いますが、国の制度化まで待つことはできません。

ここでまずお尋ねをしたいと思いますのは、市はこのような家庭や子供たちに対して、どのように対処したらよいとお考えなのか、まずお答えください。

また、今、施設や病院などに入所、入院をして介護を受けている重度の子供たちがありますが、そのための公費がどれくらい使われているのかお知らせいただきたいと思います。症状などによっても違うと思いますが、1人当たりの平均の費用で結構だと思います。

さて、こういう問題を考えますと、在宅で介護をされている家庭に対し、介護手当の支給をすることによって、少しでもその家庭が経済的に安心できるのではないかと思いますし、それをやらなくてはイケないと私は考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、雇用対策の問題です。

平成11年度から国が行った緊急雇用特別交付金事業、その後、緊急地域雇用創出特別交付金事業に引き継がれて、平成16年度までで終わりました。これについては、雇用の期間や事業についても一定の制限はされていましたが、当面職のない人たちにとってはよかったのではないのでしょうか。制度が始まった当初、鹿島市が他市に比べて余りにもその要求が少なかったのも、私は議会で指摘したことを思い出します。

さて、ここでその実績を出してもらっておりますが、6年間で新規採用 142名、事業費 161,792千円となっています。特に、最後の2カ年で新規雇用93名、103,625千円となっています。事業の取り組みに当たってはいろいろと問題もありましたが、しかし、数字が示す

ように、経済的なもの、短期間であれ雇用の方ができたということではよかった、仕事のない人にとってはそれなりに評価のできるものだったと思います。

ちなみに、全国では16年度末までの予算額で総額 4,300億円、雇用創出・維持効果として約60万人と聞いております。事業の種類もさまざまでもよかったと思います。制度がなくなった今、全国の多くの自治体から再度制度化の要求も出されているようです。

7月19日、20日、私は佐賀県暮らしを守る共同行動で省庁交渉に出向きました。そして、この件についても厚生労働省に事業の継続を交渉しました。これについては、昨年、17年度から事業が廃止になるということもありましたので、そのまま続けてくれ、打ち切らないでくれという要求を持っていきました。ところが、昨年の回答は何もなく、もうやらないということでした。しかし、今度は制度の必要性を認める回答が出ました。そして、私たちは制度を継続させるだけでなく、予算の増額や雇用期間の延長、業種の拡大を図ることなどもあわせて申し入れを行ってきました。当局の回答が昨年と大きく変わったのは、やはり全国の自治体からの要求が多いということではないでしょうか。私はここでお尋ねをいたします。市としてはこの事業をどのようにとらえられ、取り組んでこられたのか、まずお答えください。

さらに、雇用対策としてもう1点お尋ねをします。

鹿島市では小規模登録制度がつくられて、その取り組みがされておりますが、しかし、いまだに零細の業者の方たちが、仕事がない、何とかならないかという声をたくさん寄せてくださいます。ここでお尋ねいたしますのは、登録されている業者が今何件ぐらいあるのでしょうか。さらに、16年度でこの登録業者の方たちにどれくらいの仕事を発注なされたのでしょうか。これは各課にまたがると思いますが、通告時点でこの件についてお尋ねすることは言っておりましたので、まとめて結構ですから、お答えをいただきたいと思います。

次に、少人数学級の問題です。

長年にわたる少人数学級の運動が実って、ことしから小学校1、2年ではありますが、県が少人数学級の取り組みを始めました。この取り組みが子供たちにどのような成果をもたらしているのか、現場にどのような影響をもたらしているのか、私は現場の先生や校長先生にお聞きをしました。これに対し、生活面や学力向上の面でも成果が出ているという回答をしていただきました。そして、それは保護者からも本当によかったという意見が出ているということです。

まず、この件について教育委員会にお尋ねしますのは、教育委員会としては、その成果をどのようにとらえられているのかお尋ねします。具体的に成果がわかれば、これも御報告ください。

校長先生や現場の先生がおっしゃるように、大きな成果が出ているわけですから、これからさらに学年を広げていく必要があると思いますが、まず、今、1、2年生の取り組みをさ

れておりますが、2年生は来年3年生になるわけですが、この辺の来年度の取り組みがどうなっていくのか、まず、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

さて最後に、新幹線の問題です。

私はここでの通告には、長崎本線を今のまま存続させ、今後のまちづくりについてということで上げておりますが、まず、今回議会の提案理由説明の冒頭、市長の方から詳しく取り組みについての御報告がありましたので、もういろいろは申しませんが、まず、私は本当にこの困難な中で御苦労さまを言いたいと思います。市長を先頭に職員の皆さん方がこの問題について本当に大変な御苦労をされてきたこと、私は本当に頭の下がる思いをしながら見てまいりました。それと同時に、この新幹線の取り組みのようなことで市政に取り組んでいただければ、すばらしい市政ができるんじゃないかと。桑原市長にはその力があるんじゃないかと。残念ながら今までそれを見出すことができなかったのは、私の目が節穴だったのか、それともそれが事実だったのかは定かではありませんが、そういう状況です。そして、ある面では期待もするところがあるわけですがね。

私はまちづくりということで上げておりますが、何としても、やはりこのJR長崎本線を守ることが具体的にどうかということはこれからだと思いますが、そこからのまちづくりの出発だと思います。

8月の末に県に対しても、はっきりとした期成会、市の態度を述べていただいておりますが、県はその後何かが何でも新幹線ありきで、あらゆる手を使って取り組もうとしている、その様子を私たちも新聞、テレビなどで見ておりますが、きのう、私は西日本新聞のアンケートの結果を見ました。先ほども皆さんにもお配りされておりますので、もう皆さん方もごらんになっていると思いますが、これを見ますと、県全体で不要だというのが55.7%、必要は35.3%、そういう結果が出されております。特に、武雄市でも必要が多いと。それから、嬉野町がある藤津郡でも必要が多いということで、私はもうここまで来て、県も何とかおさめてくれるんじゃないかとは思いますがね、何せ政治の世界であります。どうなるかは非常に心配なところもありますが、この新聞でも、「この結果からは、西九州浮揚のために新幹線は必要とする県の主張が県民に受け入れられていないことをうかがわせている」ということではっきりと書かれておりますが、私もまさにそのとおりだと思います。

こういうことで、はっきりと県が断念をするまでは油断はできないと思いますが、どうかいろんな圧力に負けないで、これまでより以上の力を注いで、長崎本線を存続させるために力を尽くしていただきたいと思います。具体的なまちづくりは、私はそれからじゃないかと思えます。ここで本当に長崎本線が第三セクターになり、廃線の道を進むということになれば、本当にまちづくりどころじゃないと私は思うんですね。そういう面で、まず、まちづくりの第一歩は、徹底してこの長崎本線を守ることだと考えておりますので、ぜひその点で頑張っていただきたいということを申し上げたいと思います。

質問にはならないかも知れませんが、そういうことで、とりあえず1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

おはようございます。福祉事務所の迎でございます。まず、私の方からは松尾議員の御質問の中で福祉事務所所管の部分をお答えさせていただきます。

まず、少子化対策の中で乳幼児医療費を就学前まで無料にということについてでございますが、先ほど議員もおっしゃられましたが、現在3歳未満までは乳幼児医療費ということで、保護者の方が300円を病院の窓口でお支払いいただければ、その残額につきましては県と市がそれぞれ2分の1を助成するという制度がございます。当然この制度については議員御承知だと思います。

それから、先ほどおっしゃっていただきましたが、6月議会でも御説明をいたしました。鹿島市では単独事業として、これは3歳児のみでございますが、3歳児の歯科医療費を助成する制度を設けております。これは15年度から実施を開始いたしまして、昨年度の実績で238件、769千円となっております。

議員御質問の就学前までの無料化につきまして試算をいたしますと、40,000千円から45,000千円の一般財源がさらに追加になるということで、これも議員の御質問の中にあつたとおりでございます。当然、御質問の内容につきましては、担当部署としても十分理解をしておるところでございますが、鹿島市の今の厳しい財政状況の中では大変困難であり、現時点では実施するという方向までは考えておりません。

ただ、県内8市の市長会という組織がございます。この中でも毎回県知事の方に要望をしておるところでございます。これは鹿島市だけということではなく、全体的な共通の要望ということで、就学前まで補助制度の延長をしていただきたいという要望をいたしておるところでございます。

また、これは先般、県の担当課長さんとお会いする機会がございまして、ぜひともこの制度を延長していただきたいということで、直接お願いをしてきたところでございます。

2点目の在宅で重度心身障害児をお持ちの御家族の方に対する介護手当等の支給についてということでございますが、まず、この部分について国、県の制度もございますので、簡単に申し上げますと、在宅障害児の保護者に対する手当といたしましては、特別児童扶養手当というのがございます。これは国の制度でございますが、受給資格といたしましては、身体や精神に中度以上の障害のある児童、ここで児童と言いますのは20歳未満の方でございます。この方たちの父、もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方と規定をされております。障害の程度によりまして1級と2級がございしますが、1級が月額50,900円、2級

が33,900円の手当が4月、8月、12月の3期に分けて4カ月分ずつ支給をされているところでございます。鹿島市での対象者につきましては、1級が28名、2級が33名、合計の61名となっております。

また、重度の障害児につきましては、障害児福祉手当という制度がございます。これは月額14,430円支給されるものでございます。これは2月、5月、8月、11月に3カ月分ずつ支給をされます。鹿島市での対象者は11名となっております。

またさらに、鹿島市独自の制度といたしましては、鹿島市重度心身障害者福祉年金の支給というのがございます。この対象者につきましては、身体障害の1級、2級の方、また療育手帳のAを所持している方で、支給額は年額6千円となっております。これらの障害、重複障害をお持ちの方については年額36千円を支給いたしております。この部分につきましては、ことし5月に既に支給をいたしておりますが、支給実績といたしましては、障害者、障害児両方合わせまして616名の4,026千円となっております。

それから、先ほど御質問の中でありました重度心身障害者の施設入所に対しましての市の負担はどうかということでございますが、現在、そういうふうな施設に入所をされている児童さんが14名いらっしゃいます。この分については、鹿島市の負担はございません。

それから、障害者、成人ですね、成人の施設入所者の方が今25名いらっしゃいますが、この方たちに対する鹿島市での負担実績が昨年度実績で91,710千円となっております。

これら手当等の支給につきましては、まだ十分であるとは言えませんが、在宅での重度障害者及びその家族の方を側面から支援する体制も進んできております。

実はことしの5月に在宅の障害者、あるいは障害児の方に対して生活支援を総合的に推進するという目的で、佐賀県南部・西部圏域障害児（者）サービス調整会議というのが設置されました。具体的な取り組みといたしましては、在宅での重度障害者及びその御家族の方からのさまざまな要望とか問題点の提起がございます。これらに迅速に対応し、個々のニーズに対するサービスの提供に必要な相談、あるいは調整、解決方法をシステム化すると。ということで、関係機関、団体が相互に協力をするということとなっております。

構成機関といたしましては、当鹿島市、武雄市、伊万里市周辺の自治体、それから、県の障害福祉課、保健所、西部福祉事務所、児童相談所、障害者更生相談所などの県の機関でございます。それから、各市町の社会福祉協議会、福祉関係の施設、養護学校、療育、生活、就労等の支援センター、職業安定所、それに一番大事な障害者の父母の会、あるいは育成会などの代表の方、47の団体で構成をされております。

鹿島市でもこういうふうな緊急性がある部分については積極的に取り組みを行っていかうということで、5月末の会の設立後、8件の事案について調査、あるいは聞き取りの実施をしました。その中で特に緊急性のある4件につきましては、7月のサービス調整会議、これは全体会でございますが、ここの会議の中にかけて検討を行っていただきました。その

結果、一定の成果があったものというのもございました。ただ、どうしても障害の種類、あるいは専門的に医療機関でなければ解決できない案件等もございまして、これらが今後の検討課題ということになっております。

以上、御質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

20番議員の3項目めの質問の中の緊急雇用対策事業にどういうふうな姿勢で取り組んだかということでございますけれども、先ほど議員の方から説明がありましたように、いろいろな制約がございまして、根本的に雇用をすべて解決するというものではございませんけれども、やはり雇用の向上に効果ある事業ということで取り組んでまいりました。特に、平成14年度以降でございますけれども、全部で14事業のうち約11事業ほどを14年度以降からは3カ年で一応取り組んでまいったという状況でございます。

それから、二つ目でございますけれども、鹿島市の小規模修繕工事等の契約の状況でございますが、平成16年度は登録業者の方が31社でございます。16年度の実績でございますけれども、鹿島市全体で76件、5,662,357円の契約をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

松尾議員の少人数学級についてということでお答えをしたいと思います。

まず御質問は、ことし4月から始まりました少人数学級の取り組みの成果についてというお尋ねでございます。それから、今後の取り組みについてということでお尋ねをされておりますので、お答えをしていきたいと思いますが、ことしから始まりましたこの少人数学級につきましては、このたび県の方で小学校の低学年、1、2年生を対象に、将来の基盤となる基本的な生活習慣、学習習慣をしっかりと身につけさせる、この生活集団と学習集団を固定した学級の小規模化やチームティーチング、TTによるきめ細かな指導のための環境整備を行うというふうなことが目的で行われております。

これは36人以上の学級について該当するというので、鹿島市内におきましては、七浦小学校を除く6校が該当をしています。それで、その中でTTによる選択をされたところが鹿島小学校、古枝小学校、各1学級ずつということで、あとの学校は小規模学級を選択され、古枝小はそちらの方に1学級は選択をされております。

そこで、じゃ成果はということでございますけれども、まだ4月から始まったばかりでございますので、何分1学期経過したばかりということで、なかなかその成果についての把握

は正確にはできてはおりません。

そこでまず、選択をした理由という部分でございますが、小規模学級の選択理由ということで、まず、40人学級のうちの39人の学級で個別指導をした場合に非常に数が多いからしにくいか、それぞれ作業学習、体験学習などの部分でも安全面とかが非常に難しいとか、それぞれやり方が、2学級合同で授業を行うとか、大集団、小集団の使い分けが今回できるというようなことが小規模学級の選択理由でございます。

それから、チームティーチング、T Tの選択理由ですけれども、児童の個人差が大きい、複数の子供については複数の指導者で見たいと。これは幼稚園なり保育園との年数回の協議の中でも要望として上がっておりますけれども、就学された当初、子供たちがまず学校になれるためにということも含めて、そういうきめ細かい指導をしていただきたいということで、そういうふうないろいろな理由が上がっております。

それで、今わかっている部分での成果ということで、各学校から幾らか上げていただいておりますが、まず、小規模学級を選択された中で、担任が2人おりますけれども、それにプラス先生がつくわけですけれども、そこで、それぞれの情報交換がやりやすくなったというふうな成果も上がっています。あとT Tを選択された場合、ここでは基本的学習の習慣及び学習の確立を全校挙げて取り組むことができるようになったというふうなものと、あと学級ごとに今までの経営といいますか、そういう取り組みをしていたのが、学年全体で取り組めるようになったというふうなことも言われていますが、何分1学期が終わったばかりでございますので、これからの部分だというふうに思います。

それから、議員お尋ねの、じゃ今後そういう部分でどうするかということでございますが、現在のところは県を含めて今の形でしばらく進めていきたいというふうなことを言われています。これには先生の数が増え11名となっております、この分を市単独でというのはとても難しい部分でございますので、今後も県を含めて取り組みを行っていきたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

少人数学級の現状と、それから、今の2年生が3年生になった場合ということでの2点であったと思いますが、今ありましたように、市内では6校7学年で現在実施をしております。先ほど次長が触れましたような、いわゆるそれぞれの学級のメリットですね、これが一つの成果として受けとめているところでございます。

例えば、子供たちからすれば、質問がしやすいとか、あるいは落ちついて先生の話が聞けるとか、いわゆる先生との距離感というものをより近く感じることで、やはり学習とか、あるいは集団への参加という面で、徐々にその基盤づくりというものに効果があっているのだろ

うというふうにとらえております。また、教師の側からすれば、いわゆる小集団のメリットであります目が行き届く指導といいですか、これがより可能であるという点において、やはり子供とのかかわる度合いがより濃く、より深くなってきたという面では、その成果であるというふうにとらえております。

先ほどありましたように、今回の取り組みのねらいが将来の基盤となる基本的な生活習慣、あるいは学習習慣の形成を図るということでありますので、とりわけこの小学校の1年生、2年生段階ではそのことが一番必要なタイミングだということで導入をされているわけですので、徐々にではありますけれども、その効果につながりつつあるというふうに評価をしています。したがって、これまでの成果が、あるいはそこでの弾みが3年生以上にも生かされていくものというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

少子化対策の乳幼児医療費を就学前まで無料にの件と長崎本線存続の件について、私の方からお答えします。

子細にわたっては先ほど課長が申し上げたとおりであります。先ほど言いましたように、市長会、あるいは西部地区開発推進協議会の方から、国、あるいは知事にこの就学前までの医療費無料化というものは要望をしております。

結論から言いますと、やはり国の制度として、県の制度としてどうかお願いしますと。私もその必要性は認めているわけですし、ただ、財源の問題で市単独でできませんので、どうか県、国に制度化をお願いしますと。だから、方向性は一致しておりますと思っています。

ただ、そのときに知事が言われたのが、乳幼児医療費を就学前まで無料化することが少子化対策になるのかという因果関係をはっきり証明したものが全然ないというふうなことを言われました。私もそう言われればですね——その論法に私が陥っているということじゃないですよ。しかし、そういうのを何かやっぱりうちでも探してみて、もし議員の皆さんも、いんにゃ、どけじゃいあつたばいというふうなことがあれば、やっぱりそれを乗り越えて県、国に制度化をお願いしていかんわけですし、そういう知恵も拝借をしていきたいというふうに思います。

それから、ここで財政の問題、財政の問題と、このことについても、またほかのことについてもありますが、五つ目の新幹線問題にも、この財政の問題でちょっと説明をしてからの方がいいという項目がありますので、まず説明をさせてください。

ちょっと皆さん、メモに控えていただけませんか。今、国の財政状況が非常にきついうことで、三位一体改革で交付税は実質減らされてきておるわけですね。その実情を言いま

すと、平成11年度に交付税のピークがございました。このときが 5,425,000千円でした。今年度 4,378,000千円、つまり平成11年度から言いますと 1,047,000千円交付税が減っているわけです。来年度から財政基盤強化計画の5カ年計画に行きますが、5年後の平成22年度、ここでは交付税が 3,574,000千円、つまりピーク時から言いますと 1,851,000千円減るわけですね。この 1,851,000千円、我々地方の一般財源のほとんどを占めているこの交付税が、54億円あったのが35億円になってしまう、つまり18億円減ると。18億円減るということは、一般財源で18億円減るわけですので、事業費ベースに直しますと、これに補助金がつきます。5割補助としますと、この倍、三十六、七億円の事業ができなくなるということなんです。そういう前提で財政基盤強化計画をやっているんですね。

しかも、合併しなかった場合はこれで終わりですが、合併したところは、さらに合併したら規模が大きくなりますね。その分、交付税率下がりますね。その分が今から10年後ぐらいから15年後ぐらいまでにさらに下がっていくと。合併しなかったところは交付税はこのままです。そうでしょう。もともと下がるんです。合併したら交付税は率が下がります。それを10年から15年猶予しますということでしょう。交付税だけとらえれば、そういうことになっていくわけですね。しかも、ピーク時から平成22年度 1,850,000千円下がりますが、これに加えて社会保障費、医療とか福祉、民生費ですね、こういうのは現実に今アップしておりますし、これはアップが続きます。これは国の制度がずっとアップしますし、また、少子・高齢化が進んでいきますと必然的にこの分野がアップしていきます。この18億円にプラスアップして20数億円の財源不足と、こういうことになっていくわけですね。したがって、市単独では、この乳幼児医療費についてもできませんので、どうか国、県の制度として取り上げて下さいというお願いをしているということです。

さらに、この財源問題を基礎にして新幹線問題にちょっと触れますが、この財源問題の引き続きはいいですね。県が振興策をいろいろ言っていると思います。皆さん方はよく御存じだと思いますが、予算書、決算書を見ていただきますと、国の事業、県の事業でもほとんど市の持ち出しがありますね。補助裏ですね。国道整備費なんかは余りなくて済みますが、例えば、農業振興、漁業振興、林業振興、商工振興、こういうものについては、ほとんど補助金、補助制度ですので、市の持ち出しがあります。そうしますと、幾ら振興策と今から言っても、今やっている事業を減らさんのが精いっぱいなんです。今、財政問題を言ったでしょう。これに幾ら県事業を入れられても対応できないんです。これに新しく県が振興策として言ってくれるものをやろうとすれば、今やっているものを削って、その市のお金を回さにかん、こういう財政構造になっているわけですね。ですから、財政と突き合わせた振興策というのでないと、しかも、極端に言いますと、市が手出しをしなくていい振興策について我々は峻別をすると、こういうことになっていくわけであります。

それから、御質問のＪＲ長崎本線を今のまま存続させた今後のまちづくりと。確かにそう

です。今までもＪＲの肥前鹿島駅があるという前提のもとで、まちづくりを全部設計して実行しよるですね。これはスカイロードでもそうです。さくら通りでもそうです。中心商店街、中心市街地の活性化対策事業でもそうでしょう。ＪＲ肥前鹿島駅がそこにあるということとを前提に全部まちづくりはやっているんです。これがＪＲの駅がなくなるということになると、今までのまちづくりが何やったのか。こういう大きな影響があるわけでありまして、何回か申し上げておりますが、今、第４次総合計画の後半部分の改良版、改定版を出さなければいけません、やはりＪＲの肥前鹿島駅があそこにあると、今のまま存続をするという、これを中心にした、前提にしたまちづくりの振興策になっていこうかというふうに思っております。

それから、この振興策についてであります、鹿島の市民会議ともいろいろ協議をしておりますが、皆さん一致しているのは、さんざん県の方からこの地域の振興がおくれていると。確かにそうでしょう、高速道路から離れていますからね、企業誘致等もままならぬ。そうしますと、まず他地域並みにしてもらわんことにはいかんわけです。これを他地域並みにするから新幹線の経営分離と交換条件にしろ、これはまかりならんということで、私たちは新幹線の経営分離問題とは切り離して、今後、もし県との協議をしたいと、そういう場にあれば、そういうことで臨んでいくと、こういうことを申し上げておきたいと思います。

それから、昨日の西日本新聞、ここに皆さん方にありますように、鹿島市内では新幹線長崎ルートは不要だという人が72%、あとはどちらとも言えないと必要だという人でしょうから、そのあたりの割合がどういうことか。しかし、いずれにしましても、一つの政策について72%がノーと言っているというのは、これは非常にドラスチックな住民の意思でありまして、このことは私たちの根底に置かにかんと思ひますし、県にしましても、全体でも必要と不必要のポイント数の差が20ポイント以上あるわけですよ。しかも、県内8市それぞれ不必要が多いと。しかも、武雄市でもそうですね。4.7ポイント不必要が上回っておる。嬉野町でもそうですね。これは、けさホームページで検索したものを、西日本新聞の記事をちょつと取り寄せようと思ひておりましたが、ここにありますのは、必要と不必要が拮抗していると。若干不必要が0.4ポイント高いということとありますが、佐世保市、諫早市、あるいは長崎市でも必要ないが必要を上回ったと書いてあるんですね。こういう今回のプロジェクトの本質なんです。これをまず我々はちゃんと見据えながら今後の対応、私たちはもちろん経営分離に賛成できるわけはありませんので、こういうものやっぺいかにかんといふうに思ひておひます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

乳幼児の医療費無料制度の件ですが、今、県や国への要求をお願いしているということで

すが、先ほど市長の方から、知事の発言で無料化をすることが少子化の対策になるのかと。私はこれまで進んだ自治体の例を取り上げながら、その少子化の対策が進んだという事例を何度もここで訴えたと思います。市長もお聞きになったんじゃないかと思いますが、新幹線で頭がいっぱいでしたか。その辺は既にいろんなところで出ているんですよ。

やっぱり先ほど私が冒頭に申し上げましたように、佐賀新聞にも書かれておりましたし、私自身も常に申し上げておりますように、今、少子化対策に取り組むに当たっては、やはり金をかけないと根本的な対策はできないということだと私は思います。考えてみたら、例えば、2,000億円以上の長崎新幹線、県の財源をつぎ込むことになるわけですが、そういうむだなものをしないと子供たちの対策にもなるとは思います。私は今の知事の発言を聞いて、今回の何ですか、諫干の裁判問題で実際に因果関係を認めてはいるような発言をしながら、一方では確固とした証拠がないということで、その証拠を漁民側に求めたというのがありました。全く私は変わらんというような感じで今の話を聞きましたけどですね。

だから、私は思いますが、確かにこれから財政再建計画が立てられて取り組んでいかれるわけですが、私は今回市長の方から出されている計画案を見るときに、やっぱり大体一律にこの枠内で財政をつくっていくといかにいかにということで行われている気がします。私は今、やっぱり思い切って何をね、極端に言えば、なくしてしまう分も、しなくちゃいけない分もあると思いますが、何を大幅に削って何に金をつぎ込むかということだと思います。そういう面では、ここまで大きな社会問題となっている少子化対策に対して、やっぱり思い切った金をかけてくるということは大事じゃないかと思うんですよ。例えば、乳幼児医療費無料制度は市が単独ですれば40,000千円から45,000千円、先ほど申し上げましたが、例えば、ゼロ歳児の保育料を無料にするのには10,000千円要らないんですよ、7,000千円から8,000千円。これは執行部から出された回答ですからね。さらには、この前の佐賀新聞でも、今度の選挙で何を望みますかというようなことで鹿島市の方が、今子供が2人いるんだけど、もう1人欲しいんだけど、出産費用のことを考えると産めないんだと、つくれないんだと切実な願いが書かれておりましたけれども、そのために例えば、出産準備金として丸々ではない、少しでもお役に立つようにと50千円の支給ということになれば、15,000千円あればできるというわけですよ。

そういう面で、私はぜひ市長に、この財政再建については再建のためのいろんな協議会で検討されると思いますが、例えば、新幹線の問題については市長はオープンで論議をするところを見せていただいて、本当に多くの人たちにその様子を見ていただいた。まさにその協議に参加をしてきたと思いますが、このような問題もぜひそういう形で市民に問いかけながら、財政再建をどうしていくかという取り組みをしていただくことが今大事じゃないかなと。そのことによって、本当にどこにお金をつぎ込まなくてはいけないのか、どこがまだむだなのか——むだはないと思います、ここまで締めていますからね。しかし、ちょっとそれは我

慢できる分もあるというようなこともあると思いますので、そういう形で、これからの市の運営、財政の運営については、まさに新幹線の協議の中で取り組んでいったような、そういう形での取り組みを私はぜひしてもらいたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それから、重度障害者の問題ですが、今いろいろと制度のことをおっしゃいましたね。ただ、やっぱりそういう中で、今、御家庭では非常に大変な状況にあられるということなんです。私も何件かのお宅を見させていただいておりますが、本当にいつ発作が起きるかわからない、いつ大変な事態になるかわからないというような中で、その看病に当たっている人は本当に夜も寝られないというような状況の中で生活されているんですよ。もう既に御存じだと思いますがね。やっぱりそういう人たちが本当に少しでも安心して生活できるような、少しでもお手伝いをするという立場に立つ、このことは私は大事だと思うんですよ。それは病院に入れていっちょくぎ、楽じゃなかろうかと言う人もいらっしゃいます。しかし、そうじゃないと思います。同じ家族が同じ屋根の下で一緒に介護をしよう、看護をしよう、そういう気持ちで必死で取り組まれているんですよ。そういう人たちに対して少しでもやっぱり援助をするというのは、これは当然行政の責任だと思うわけです。ことごとく、今お金がありませんから、お金がありませんから、何でもそうでは、私たちはどうすればいいんですか。生活していけなくちゃいけないんですよ。息がつけなくなるんですよ。そういう状況があるんですよ。

今、本当に私は驚きましたが、そういう人たちが緊急の場合、病院に短期間入院しても、じゃ、病院に入院したときぐらい眠ったらいいじゃないですか、休んだらいいじゃないですかと言ったら、今は病院は肝心なところの治療といいますか、対応は家族にさせるそうですね。一緒にお聞きしましたよね、御存じだと思いますがね。本当に私はびっくりしました。何のために病院にかつぎ込んだのかわからないというような状況が、今の病院の体制が大きく変わったことで行われているということですよ。だから、介護をされている御家族の人が休むところはないんですよ。さっき言ったように、じゃ、ヘルパーを雇ったらということになります、ヘルパーを雇うにしてもお金もかかります。そして、こういう御家庭、そういう子供たちに対しては専門的な知識がないとできないですね。そういう事態なんですよ。だから、そのところで、やっぱりできるじゃなくて、でかさなくちゃいけない。やれないじゃなくて、こういうことは無理してもやらなくてはいけない、私はそうと思いますが、その点でどうなのかですね。

先ほど5月から地域支援のための調整会議ができたということで、いろいろありますが、まさに少子化対策と同じで、精神的ないろんな援助はできるかもわかりませんが、根本は財政の問題ですよ、根本は。財政的にどう支援をやっていくかということが一番大事なことでと思いますが、その点について、もう一遍お答えをいただきたいと思います。

それから、雇用対策の面ですが、今、16年度31社の契約だということですが、そして、76

件の 560千円の実績ということですが、もう一遍お尋ねしますが、そういう小規模の事業、大体16年度で何件ぐらい。すべてがこれじゃないと思います。ほかに発注をされた分もあると思いますが、その点がどれくらいなのか。そして、31社ぐらいということですが、もっとこの登録制度があることを宣伝して進めていけば、私はもっとこれに登録していただくという方がたくさんあると思うんですよ。そういう面ではなかなか十分な——最初は取り組みがされたと思いますが、今、私はその宣伝といいますか、推進のために十分じゃないと思うんですよ。だから、私はもっとこの件については徹底的にこういう制度がありますよということをすると同時に、そういう人たちに対して少しでも仕事が行くように対応をすべきだと思いますが、その点についてはいかがなんでしょうか。もうこのくらいしかないのか。そうじゃないと思いますよね。左官さんにしたって、いろんな人がいらっしゃいますが、その辺について、もう一度お答えください。

それともう1点、先ほど私がちょっと言い忘れておりましたが、国の方でも、この事業の必要性というのは、ことしの交渉の中でやっぱり明らかにしてくれました。本当に去年は腹立たしい思いをしたんですよ。やりません、それだけでしたよ。ところが、ことしはそうじゃなかったんですね。ということは、やっぱり全国からの要請が上がってきている結果だと思います。そういうことですから、ぜひ鹿島市としても関係機関に再度の事業の継続を要求していただきたいと思います。そのことについてはいかがでございましょうか。

それから、少人数学級の問題です。

課長がなかなか成果については把握できていないということですね。しかし、一緒に回りましたよね。教育長の方から御答弁いただきましたが、例えば、たまたま学校視察のときに校長会があっておりまして、私も質問しましたら、校長先生の方からそれぞれそれなりの成果を御報告していただいたんですよ。それから、私は現場の先生にもお尋ねをしましたが、先ほど教育長が、質問がしやすくなったとか、落ちついて聞けるようになったとか、先生との距離感がよくなったと。非常にそのところだと思うんですよ。それと同時に、先生方からお聞きしたのは、例えば、はしの持ち方からの指導まで十分にできるようになったというようなことも聞きました。だから、そのときもまだ短期間で十分ではありませんがと言いながら、そういういい成果が出ているということを私は評価をしたいと思います。そういう面で、先ほどの答弁で、これからのことが大事だと思いますが、例えば、1年生は2年生になるわけですから、2年生はそのまま小規模学級でいくんだと思いますが、2年生が今まで小規模だったのが、制度が変わっていかないと、もとの制度に戻っていくのかどうか。そういうことになると、せっかく子供たちがいい条件のもとで学習なり学校生活ができているのに、その辺でまた大きく変わっていく。子供たちはそんな簡単に、1年間で身についたから、じゃ、そのままいくんだということじゃないと思いますが、そういう面では、とりあえずは何としても3年生だけでも今の体制をとることが私は大事だと思います。

が、この辺について、県の制度としてまだそういう対応をするということ自体は私も聞いておりませんが、その辺の動きが県としてはどうなのか。じゃ、そうじゃないとすれば、市として、市の教育委員会としてどうお考えなのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

J Rの問題については、本当にこの新聞記事というのは私たちにとって非常に大きな力を与えてくれたと思います。それと、やっぱり一つでも反対があれば着工できない。しかし、それは政治的やけん、やられるくさんと言う人もおりますが、しかし、国の答弁ですから、そのところは私たちが確信を持って進んでいいと思います。そういう面では、まだまだいろんなことはあるかも知れませんが、ぜひ最後まで私たちも含めて頑張っていきたいと思っています。

財源的な問題でいろいろ申されましたけれども、それはまた別の機会で行っていかなくちゃいけないんじゃないかと思います。特に、すべての問題でそうですが、必要性を認めながら財政がこうだからと、そういうことで今私たち市民の要求が追いやられているということは私たちはどうしても納得いかないと思います。

それから、新幹線の問題で、このようなアンケートの結果も出ているし、いろんな形での協議もし、その成果についても十分でないということがわかったにもかかわらず、何でもこまで強行に持っていかななくてはいけないかと。私は別の角度から調べました。これは諫早干拓事業もそうですが、すべての大型事業にかかわって、まさにここに悪の根源と言っていると思いますが、あるんじゃないかと思いましたが、ここに私は九州の公共事業受注企業からの自民党議員への献金の実績を今持っています。特に今いろいろと、さらにまた社会問題となってきました諫早干拓問題ですね、これは九州選出国會議員の6名の自民党議員に144,230千円が献金としてやられているんですよ。それから、私はまさかと思って新幹線も調べてもらいました。九州新幹線については、8人の自民党の國會議員に対して、何と諫早干拓以上の505,380千円の政治献金が行っているんですよ。これは1995年から2001年の間です。諫早もどっちもですね。さらには川辺川ダムとかいろいろもありますが、そういうことで、本当に地域住民の声を無視してまで、何でもこまでしなくちゃいけないかという根源が私はここにあると思うんですよ。こういう大型公共事業に関する政治献金については、国会でも本当に何度も指摘がされてきたのは事実ですが、私たちの足元の目の前にここまでのことがなされている。本当もらった人は、いんにゃと言えんでしょうね。そうでしょう、だれでもそういうことになると思いますがね。しかし、私たちの世論というのは、そういうのには負けないと思います。何としても最後の日の目を見るまで、市長はもちろんですが、私たち市民が頑張らなくてはいけないと思います。

それはそれとして、先ほどから申しておりますが、財政がこうだからということではなく、やっぱりぜひ子供たちの医療費の無料制度、それから、先ほどから言っております重度

障害児の問題についても、何とかですよ、私は大変だということはわかります。しかし、やってももらないと、冒頭言いましたように、死んだ人の方が多くなってきているわけですからね。残念ながら私が鹿島市の実態を調べてきませんでしたので、鹿島市の状況については言えませんが、もしわかっておったら言ってもらったらいいいと思いますが、そういうことです。

そして、繰り返しますが、その制度をつくることによって、少子化対策はもちろんですが、地域経済の発展にも大きな貢献をしたということは、これまでの先進地での実績で明らかになっております。きょう私は手元に持ってきておりません。必要ならその資料はいつでもお出ししますが、もう一度その点についてお答えをいただきたいと思います。特に、雇用対策はお願いしますね。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

松尾議員の質問とちょっと逆になるかもわかりませんが、まず、雇用対策の方から申し上げさせてください。

先ほどの16年度の小規模の実績ですけど、560千円じゃなくて、5,660千円という実績が出ています。（「ああ、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）登録数は31社でございます。これが17年度は37社の登録社にふえています。ですから、おっしゃっていただきましたように、もっと力を入れてPRをしていけということですから、そうしたいと思います。各部の方でもやはり発注しているようでございます。各部にわたっているようでございますから、連携して、これはもっとPRを強めていきたいと思います。実際は企画課の方が窓口になっていますが、お互い各課各部連携をしていきたいと思います。

それから、国に行かれて、緊急雇用の部分の必要性はわかっているけれども、非常に厳しいとおっしゃったと。我々としても、やはり緊急雇用対策のような、こういった直接的な効果として地域に活力が出てくるような事業というのは、当然ながら機会あるごとに働きかけていきたいというふうに思っております。

これは今、松尾議員も7月に国に行かれたことを発表していただきましたけれども、やっぱりそういったことが影響していると思います。というのは、厚生労働省の雇用対策という事業がさま変わりして、今回また新たに出てきています。これは地域雇用創造支援事業といって、ソフトをまぜたような、そういう事業です。それから、先日の新聞には、Uターン者が創業をすれば、設立費用などを最高3,000千円補助するという制度も今度の概算要求に盛り込まれているようでございます。やはり常々御努力いただいている成果がこういう形で出てきているのではないかというふうに思っております。

だから、いつも指摘をいただいていますけど、使える制度は精いっぱい使っていくという

ふうな心構えで、今後我々も取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

松尾議員の2回目の御質問にお答えをしたいと思います。重度心身障害児をお持ちの家庭に対する援助ということで、先ほど資金的なものを申されましたが、市としてはなかなか難しいという状況でございます。ただ、実は先ほどおっしゃられた件では、例えばということで申し上げますが、電気料、この辺の中で九電さんとのお話をできるような機会、こういう形では直接的に市の方の助成ということではございませんが、そういうふうなこと、特に、機械のために一日じゅう電気をつけておられるといたしますか、ですから、非常電源の装置の問題とか、その辺については一緒に相談に乗らせていただいて申し上げたところでございます。

それから、病院の看護の問題もおっしゃられましたが、この分についても実はその病院の方に県からも少しお話をさせていただいて、若干その辺の看護に関しての改善といたしますか、そういうふうなことは進んでおります。

それから、これが一番大きなところでございますが、福祉事務所としては、今、身障関係——身障ばかりではありませんが、知的障害、精神障害、いろいろな方がたくさんいらっしゃいます。今うちの方で心がけておりますところは、待ちで、うちの方においでいただいて相談を受けるという形じゃなく、やっぱり在宅でどうしても動けない方がいらっしゃいますので、こちらの方から訪問をして相談をするようにということで、昨今はそういう方針に変えて進めさせていただいています。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

少子化対策の件で知事云々ということを私が申し上げましたが、知事が少子化対策をやらない、あるいはこういう乳幼児医療費の無料化をやらないと、そういう趣旨で言われたんじゃないというふうに私は理解しております。ただ、解釈をいたしますと、産んだ結果、こういう制度があれば助かる、これはもうだれが見てもそうですよね。ただ、こういう制度があるからもう1人産もうというふうになったのかどうかという実証的なデータがないですねということを言われた。そういえばそうかなと。何かこういうものにも突き破るものがあつたら、もっと我々がお願いしていく上で力強いものになるのかもしれないというふうな意味で私は申し上げたということであります。

それから、財政再建の中でも、こういうものは大切にしていきたいということですが、個々については触れませんが、財政再建の計画は、ほかの分野は軒並みダウンです。ただ、この福祉関係、こういうものについては全体枠で言えばアップさせます。そういう中でどうかということですから、個々はできないものもあるでしょうが、決して私が全否定をしているということではございません。

それから、今回の新幹線のアンケートについて、私たちは県や国との関係もありますので、新幹線が不必要と余り公式の場では言うまいというふうなことで配慮をしておりますが、いみじくも県民自体が新幹線の必要性について結果を出してくれたわけですので、そういう意味では私たちにとっても力強いものだというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。時間がありませんので、簡明にお願いいたします。

○教育長（小野原利幸君）

少人数学級について、2年生が3年生になった場合、つなががうまくいくか、あるいはせめて3年生だけでもどうかということだと思いますけれども、県の方には拡大するような計画はないようであります。

このことは国の方でも相応の動きがなされておりますが、御承知かと思っておりますけれども、財政負担が莫大ということで、結局のところ見送られておりまして、平たく言えば県とか市町村で何とかせろということかと思っております。となりますと、もう財源等から言いまして、とてもとてもという事情がございまして、この財源の問題はいかんともしがたいという究極の私たちの悩みでもあります。

これはどこの市町村も事情は同じでありますけれども、じゃ、当市としてどうするかということになるかと思っておりますが、やはり現状の低学年の取り組みをやはりもう少し工夫をしていきたい、強化をしていきたい、このことが大事だろうと思っております。その上で、ここで培われた素地がやはり中・高学年についてもずっと生きていくような、これはしっかり土台をつくる必要があろうと。幸い当市ではかなり前から、小学校3年生以上のすべての学年で必要に応じて積極的に複数の先生による指導を実施してきておりますので、その辺の実践を今後に生かしていきたいし、現在の制度の中で最大の教育効果を上げる努力を当然のことながら続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

時間がないそうですので、簡単に申し上げますが、すべてにおいて、何度も申し上げておりますが、これからの施策で金をどこにかけるかということ、もちろん十分お考えいただい

ていると思いますが、そののところをやっぱり取り組んでいただきたい。

それから、まちづくりの問題ですが、例えば、どういうふうな道をつくるか何か、それもまちづくりでしょうが、これからのまちづくりというのは制度的な問題を中心にしたまちづくりということも十分に考えてやっていくということが大事ではないかと私は思います。このことを申し上げます。

それから、今の少人数学級については、大変だと思いますが、せっかく1、2年生でそういう形でいい方向が出ておりますので、もし県がやらないとしても、鹿島市で何とかしてもらいたい。特にこういうのこそ、例えば、緊急雇用事業などがあれば、そういうのでの採用なんていうのもできると思うんですね。そういういろんな方法があると思いますので、ぜひいいことはさらに進めるという、すべて金ですけど、そういうことは言っておられません。よろしく願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

以上で20番議員の質問を終わります。

次に、5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番議員の橋爪でございます。通告に従いまして一般質問をいたしますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

本日は農業の振興について一問一答式で質問をいたしますので、よろしくお願いします。

まず、食料・農業・農村基本計画の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

新しい食料・農業・農村基本計画がことしの3月25日に閣議決定されましたが、今回の基本計画によって、新基本法の理念に沿った政策体系の枠組みがほぼ整うんではないかというふうに考えております。

基本理念とは、一つが食料の安定供給の確保、二つ目が多面的機能の発揮、三つ目が農業の持続的発展、四つ目が農村の振興というふうになっているようでございます。また、改革に当たっての基本的な視点といたしまして、効果的、効率的でわかりやすい政策体系の構築、消費者の視点の施策への反映、農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進、環境保全を重視した施策の展開、農業・農村における新たな動きを踏まえた攻めの農政の展開など、新たな施策を構築すると言われております。

そこで、お伺いをいたしますけれども、新しい食料・農業・農村基本計画はどのように見直されたのかをお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

橋爪議員にお答えをいたします。

今回改正されました食料・農業・農村基本計画のいわゆるポイントということでお答えを申し上げたいと思います。

そもそもこの基本計画といいますのは、平成11年7月に施行された、いわゆる農業政策の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法、これを受けての平成12年からの基本計画がずっと策定されたと。5年たって今回見直しをされたというふうなことです。したがって、基本法の内容は踏襲しながらの改正ですので、前回計画から基本的に大きく変わったということではありませんけれども、ただ、近年、農村地域の高齢化の問題とか耕作放棄地の増加の問題、それから食と農の一体化という課題、さらに国際情勢、そういったものが絡んできまして、いわゆる農政の改革、転換を急ぐ必要があるということから、さらに今回の計画で充実が図られたと、そういうことが言えるというふうに思います。

それでは、今回の基本計画のポイントを幾つか申し上げてみたいと思います。

一つ目は、品目別の価格・経営安定政策、そこから、品目に関係なく、過去の一定期間の作付面積に基づいて補助金の支払い額を算定する品目横断的政策、この導入だと思います。これは現在の農業構造を担い手中心の農業構造に変革して、国際競争にも耐え得る強硬な農業経営の基盤を構築すると、そういうふうなことが目的としてあるようございまして、19年度から取り組みが始まります。

二つ目は、農地や農業用水等の資源の保全のための政策です。これは農村地域における高齢化、それから過疎化の進行、そういうふうなことで、耕作利用率の低下、耕作放棄地の増加で適正な管理、維持に支障を来しているということがあって、これは仕組みをつくって保全をしていこうと、これが二つ目でございます。

三つ目は、望ましい農業構造、望ましい土地利用を実現するための担い手農地制度の改革です。これは担い手への支援の集中化を図ることやリース方式による株式会社等の農業への算入、これを推進していくと、そういうふうなことが三つ目としてあると思います。

そして、食料自給率の問題があります。前の計画での自給率向上に向けた取り組みが十分な成果を上げていないと、そういった反省を踏まえまして、カロリーベースの目標設定を基本にしながらも生産額ベースの食料自給率についても新たに目標化したということです。これは後ほど一問一答の中で詳しく申し上げます。

以上、ポイントのみ申し上げましたが、ただ、現段階でまだ確定していないのが肝心の担い手の定義でございます。対象を絞り込もうとする、いわゆる国と生産者側とのギャップがあるようございまして。近いうちに方針が示されるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは最初に、食料の自給率向上対策についてお伺いをいたしますけれども、平成12年度に作成されました前基本計画では、平成22年度にはカロリーベースで45%に設定をされておりましたけれども、平成10年度から平成16年度までの7年間は食料自給率は40%ということで、ずっと横ばいで推移をしてきたところでございます。

ことし3月に策定されました食料自給率の目標は、現在40%のものを平成27年度にはカロリーベースで45%、将来は50%を目指す、ということになっております。また、今回からは生産額の目標も設定いたしまして、現在70%の自給率を平成27年度には75%に設定をするということになっておりますが、なぜ今回から生産額の目標が導入されたのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

私の方から、これまでのカロリーベースに加えて生産額ベースの食料自給率の目標設定がなされた理由についてということでの御質問にお答えをいたします。

この理由につきましては、二つあるようでございます。

一つは、農業経営者の立場から申し上げますと、カロリーベースの自給率を上げるために生産をしているというわけではなくて、やはり経済的利益を得るために生産しておると。そういうことからいたしますと、農業経営者の営農目標の成果が率直に反映される手法が望まれたというのが第1点であります。

それから、二つ目が比較的低カロリーである野菜、それから果実、そういったものにつきましては、相当の高い割合で国内生産をされておるわけですが、畜産飼料の多くを輸入に依存しているためにカロリーベースの指数全体が落ちていると、そういうことで、日本の農産物の高い付加価値が反映されていないんじゃないかという問題があつて、今回加えて生産額ベースの自給率を設定された、というふう聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

自給率の低下の主な原因は、生産面では農業従事者の減少や高齢化などがあると思いますが、一方、消費面では戦後の食生活の洋風化等が一因じゃなかろうかと、というふうに考えております。

今後、鹿島市におきましても、生産面におきまして自給率を高める対策というのをどのように考えておられますか、できるだけ簡潔にひとつ答弁もお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

自給率の向上ということになりますけれども、このことにつきましては、身近に市として言えますことは地産地消の推進ということではなかろうかと考えるところでございます。

現状につきましては、農産物の直売所、あるいは学校給食への地域の食材の使用など、こういったものの取り組みをいたしているところでございます。現在、直売所が10カ所、うち加工所併設が4カ所ございまして、加工グループにつきましては、そのほかにも五つのグループがございます。学校給食につきましては、平成15年度、16年度と2カ年度にわたりまして、小学校給食に県内産を使用するという取り組みを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

国では施策を確実に進めていくために工程管理というのが今回から導入をされておりますけれども、これは実施状況を毎年チェックしながら行動計画に反映させるということやなかろうかと思えます。そういうことで、この工程管理については、市ではどのように取り組む考えかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

工程管理についてお答えいたします。

自給率の向上のために、今回、行政だけではなくて、農業者、農業団体、食品産業、消費者、こういった関係者が適切な役割分担のもとに主体的に取り組むことが必要とされておまして、このために的確な手法等をあらわした工程管理が重要視をされておるようでございます。現在、国、県レベルで関係者による協議会設立の事前準備がなされている段階でございます。こういった動きを見ながら対応をしていくという考えでございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

次には、食育の推進についてお伺いをいたします。

このことについては3月議会でも質問をしたと思いますので、答弁もできるだけ簡潔にひとつお願いしたいと思います。

食育の国民運動で、乱れた食生活の改善を目指す食育基本法がことしの7月15日に施行さ

れましたけれども、その内容はどのようなものであるか、ポイントだけお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

5 番橋爪議員の食育の推進についてお答えをいたします。

食育基本法の内容について簡単にということでございますが、この食育基本法は、ことしの6月17日に公布をされ、7月15日から施行をされました。その第1条の目的では、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、その施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とするということが規定されておりまして、その推進については、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関係事業者、国民等の責務を定めてあります。また、国においては食育推進会議を設置し、食育推進基本計画を策定することとされておりまして、県、市においても推進会議を置くことができ、市町村食育推進基本計画についても策定するよう努めるというふうなことで規定をされております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

ただいまの食育推進基本計画をつくるということになっているということでございますが、それはどういう内容なのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

基本計画の内容についてでございますけれども、この食育推進基本計画には、まず一つ目に、食育の推進に関する施策についての基本方針、二つ目に、食育の推進の目標に関する事項、三つ目に、国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項、四つ目に、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項、この4項目について定めることとされております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

次に、健康的な食べ方を示す食生活指針をわかりやすくした食事バランスガイドというものもことし策定をされておりますが、今後どのようにこれを活用されていくのかお伺いをい

たします。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

食事バランスガイドの内容とその活用ということでございますが、この食事バランスガイドと申しますと、既に皆さん御存じだと思いますけれども、食生活推進を具体的な行動に結びつけるために望ましい食事の組み合わせをおおよその量をわかりやすくイラストで示したものと。これには主食、主菜、副菜、牛乳、乳製品、果物、この五つの区分の食品をバランスよく摂取する目安を逆三角形のイラストで表現されております。

その活用方法につきましては、それぞれ自分のライフスタイルに見合った5区分の料理を適量範囲を考えて嗜好に合った食事を組み立てるもので、カロリーや栄養の面からその人に合った料理をつくるときの参考とするものでして、この取り組みを進めることによってバランスのとれた食生活を実現し、市民の健康づくり、生活習慣病の予防、食料自給率の向上に寄与することが期待されております。

具体的な活用につきましては、食育推進の観点からもこの食事バランスガイドの広報紙等での広く住民への情報提供やそれに食生活改善推進委員会の活動を通じた活用についても考えられているところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

食育基本法につきましては7月15日から施行されたわけでございますが、今後、鹿島市内におきましては食育の推進をどのように考えておられるのかお伺いして、食育については終わりたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

食育推進についての当市の対応はということでございますが、現在、県では食育推進計画策定のための食育推進会議の委員を募集中でございます。今後、鹿島市においても推進会議を設置して基本計画の作成に取り組むということでございますが、それとともに、農政部門及び教育部門等の関係所課とも連携をして、食育推進のための施策を行わなければならないと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

続きまして、先ほど若干説明をいただきましたけれども、地産地消の推進についてお伺いをいたします。

この地産地消の取り組みについては、農産物の直売所、あるいは学校給食とか、あるいはまた食品会社等との提携等があると、先ほどもちょっと説明をいただいたわけですが、全国の農産物の直売所は、これは農水省が昨年11月に調査したのを見ますと、市町村やＪＡ、第三セクター運営の直売所が全国で 2,982カ所ということになっておるようです。これをまた農家の運営等も含めると、既に 1 万カ所を超すと、こういうことが言われております。

これは昨年 5 月に調査をされたのを見ますと県内でも 152カ所ということで、それからまた、学校給食におきましても地元産の農産物を使っているところが非常に多いようですが、現在、先ほどもちょっと言われましたが、市内におきます地産地消の取り組み状況なり、あるいは実態はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

地産地消の実態ということですが、この点につきましては、自給率の市内の取り組みというところで、この身近な自給率の向上ということにつきましては、お答えいたしましたように、また、議員も先ほどの御質問でいただきましたけれども、やはり直売所の活動、それから学校給食の取り組みということで、現在までの取り組みということで御報告をいたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

ただいま学校給食、あるいは直売所等で推進を図っていくということでございますが、一応今後のやっぱり地産地消、今、非常に全国的にどこでも頑張ってもらっておりますが、今後、鹿島市としては、ほかに何かそういう地産地消を進める対策がありましたら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

地産地消の今度の取り組みについてお答えをいたします。

地産地消の運動というのは、波及効果は多大なものと考えております。ただ単に、地域内

でとれたものを食べるということだけでなく、消費者と生産者が顔が見えて話ができると、こういった関係を中心にいたしまして、いろいろなパターンがあると思いますけれども、具体的にはやはり消費者と生産者との交流があります。また、食の見直しや農業体験といった活動などにも現実的につながっております。今後はこういったソフト的な交流、さらには、一つの生産流通形態としても推進していくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

次に、農業の持続的な発展に関する施策について伺いしますが、まず、担い手対策について伺いをしたいと思います。

安定した食料の供給と地域農業を支えるために、担い手の育成、確保は極めて重要な課題じゃないかというふうに考えております。担い手とは、認定農業者、あるいは集落営農組織のうち、一元的な経営を行い法人化する計画があるなど経営主体としての実態があり、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを基本とし、担い手として集落営農を初めて明確に位置づけられているようでございます。認定農業者はことしの3月末で全国で19万 1,642人、前年比で 102%、若干ふえているということを聞いておりますけれども、市内の認定農業者及び集落営農組織の現状はどうなっているのか伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

認定農業者と集落営農の実態について御答弁をいたします。

平成16年度末で認定農業者数が 141名でございます。認定農業者の形態でございますけれども、やはり野菜、果樹、畜産などの施設型、複合型の形態が主でございます。米、麦、大豆の土地利用型農業の認定農業者はいらっしゃらないという状況になっております。

これまで大規模な土地利用型農業が可能な平たん部を中心にいたしまして、機械利用組合の設立に取り組んでまいっております。81の農業集落がございますけれども、平成16年度末で28の集落において58の機械利用組合ができ上がっております。

先ほど議員御質問でお話しになりましたように、各種支援の対象となる担い手、現段階では細かいところは明らかになっておりませんけれども、認定農業者と、それから経営体といたしまして農産物を売り、収入を得て配分をすると、こういった一元的な経営をして法人化を目指すなど、一定の要件を満たす集落を基礎とした組織体を集落営農ということで担い手として位置づけられることになっております。

このような国の構造改革の方向を考えますと、本市においても土地利用型の経営基盤をより確固たるものにしていくためにも、また、JAのカントリーエレベーター、ライスセンターなど基幹施設の効率的な利用のためにも、これまで育成してまいりました機械利用組合組織を充実、発展をさせて、特定農業団体になっていただく必要があると考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

認定農業者は 141名ということでございますが、今後担い手を育成するためにはやっぱり新規就農を促進するということも必要だと思いますし、新たな人材の育成、確保が非常に大切と、こういうふうに考えております。

平成15年度は全国で39歳未満の就農者が1万 1,900人、40歳以上が6万 8,300人、合計8万 200人と、全国ではなっておるわけですが、鹿島市におきましての新卒者、あるいはUターン、Iターン、どのような実態になっているかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

新規就農者の状況についてお答えいたします。

この5年間で新規就農者が23名でありまして、平成17年度が新規の学卒者1名、Uターンが4名ということで就農をいただいております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

ただいま17年度は5名ということでございましたが、やはり今後このような新規就農者を育てていくということが非常に大事かと思えます。そういう意味で、現在どういうふうな支援をされているのか。また、今後どのような支援を考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

新規就農者に対する支援の現状、それから、今後ということについてお答えをいたします。現状の支援内容ですけれども、就農支援資金貸付事業というのがございます。これは就農

を目的とした研修資金でございまして、15歳以上65歳未満を対象に無利子で融資をするものでございます。融資の額ですけれども、農業大学校が月額50千円以内、先進農家などが月額150千円以内となっております。さらに、おおむね35歳未満の方で研修終了後1年以内に県内で就農し、5年以上継続して農業に専従している場合は償還額の2分の1の減免措置がございまして、これにつきましては、県が5分の4、市が5分の1の補助をいたしております。この貸付事業を御利用いただいた新規就農者、平成10年度からでございますけれども、8名の方が対象となっております。

今後の支援ということになりますけれども、就農して期間が短くても、やはり御本人さんがプロの農業経営者ということで自分自身の5年後の姿、営農計画をしっかりと持ちになれば、みずから認定農業者ということでの手続をとることができるわけでございます。したがって、今後の就農してからの支援ということになりますと、やはりしっかりした御自身のビジョンをお持ちいただいて、経営改善計画の作成、JA、普及センター、こういったことでの指導を受けながら作成をされて認定をいただければ、いろんな資金の融資、機械等導入の補助、それから農地集積のあっせんなど、こういったものの支援が受けられるということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

時間も大分午前中は来ているようでございます。あと1点だけ午前中お伺いをしたいと思います。

次は集落営農についてお伺いをしたいと思います。農水省では担い手づくりとして認定農業者の掘り起こしに加えて、各地でさまざまな形態がある集落営農を経理の一元化など経営実態のある組織や法人化に発展させるのを目標に推進をされておりますけれども、この集落営農のねらい、あるいはメリット等をひとつお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

集落営農のねらいについてお答えをいたします。

集落営農の組織化がなぜ必要なのか、こういったものがねらいとして7点整理をいたしております。

1点目は、米の需要量が年々減少しておりまして、米価の上昇が期待できないと。

2点目が、農業機械の能力に応じた作業規模ではなくて、機械代の負担が大きくなってはどうかと。

3 点目が、耕作者がいなくなってから担い手を探しても手おくれになると。

4 点目が、買い手が求める品質の米、麦、大豆を一定ロットで供給できる体制づくりが必要であると。

5 点目です。園芸の専作などを目指す生産者の米麦部門の負担軽減が必要であると。

6 点目が、現状は平成19年度から支援対策の対象から外れる可能性が高く、その減収額は推定金額で鹿島市全体で 370,000千円ということで試算をいたしております。

7 点目、最後ですけれども、いずれにしましても、補助金の受け皿ということではなくて、これからの地域農業をどうやって守っていくか。農家数が減ったといたしましても、維持をしていくことができるようにするというのがねらいであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午後0時1分 休憩

午後1時2分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

午前中に引き続きましてお伺いをしたいと思いますが、通告しておったこと全部がちょっと時間内には質問できないような感じがいたしますので、途中で省略して質問いたしますので、その点、御了解をお願いしたいと思います。

それでは、集落営農についてはちょっとこの辺で、あと省略いたしまして、次に、農業構造の展望についてお伺いをしたいと思います。

基本計画では、効率的かつ安定的な農業経営を担う農業の全体構造をあらわした農業構造の展望が示されておりまして、それによりますと10年後の農家数は 210万戸から 250万戸、このうち効率的かつ安定的な農業経営の家族農業経営は33万戸ないし37万戸、法人経営 1 万戸、小規模な農家や兼業農家などが参画し、経営主体としての実態を有する集落営農経営ですね、これが 2 万戸から 4 万戸と、こういうふうに試算をされておりますが、鹿島市におきましても、ちょうどことは第4次総合計画の見直しだということを市長は全協のときに言われましたが、そういうことで、鹿島市の農業構造の展望について、17年度を基準にして 5 年後、10年後どうなるかお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

農家数におきまして、平成12年に 1,996戸であるわけですが、平成22年には 1,640戸、平成27年には 1,480戸ということで、約26%程度の減少が推測をされます。これまで認定農業者等に農地の利用集積を推進してまいりましたが、現在、水田の流動化率が21.6%となっております。しかし、これまで借り手として、担い手として引き受けていただきました大規模農家にとっては面積的限界がある、また、後継者がいないという状況がございます。したがって、集落営農や担い手の育成が急務であると、そういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

展望については、どうもありがとうございました。平成27年度は農家戸数が74%ということで、約4分の3になるわけで、そういう中でやっぱり鹿島市も今後やっていかにやいかんわけですが、次に、これも一応基本計画の目玉になるかと思いますが、新たな経営安定対策、これは品目横断的政策と、こういうことになっておりますが、これについてお伺いをしたいと思いますが、基本計画では品目横断的な経営安定対策を平成19年度から導入することになっておりまして、現行の品目別対策を見直し、担い手の経営に着目した政策に転換すると、こういうことになっております。

そういうことで、この品目横断的政策というのはどういうものか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

まず、麦、大豆につきまして、今までの政策はすべての農業者に対して、価格が変動いたしますと品目ごとに補てんをいたしておるわけですが、今後は、この政策によりまして担い手へ限定をいたしまして、できるだけ品目横断的に経営全体をとらえまして、経営全体に与える収入変動の打撃を緩和いたしまして、担い手の経営安定を図る仕組みに変更をいたすというものでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

この品目横断的な政策の対象となる担い手は、農業の認定農業者、あるいは経営主体の実態を有する集落営農組織、これは特定農業団体ということになるかと思いますが、また、8月3日に島村前農水大臣は、作業の受託組織でも経営実態があれば今後対象として検討したいと、こういうことを言われておりますが、これは今後どうなるか見守っていきたいというふうに思います。

それで、この仕組みについて、次はちょっと飛ばしてお伺いをしたいと思います。諸外国との生産条件格差、これはコスト差を補てんする対策、これはゲタと言うそうですが、それからまた、収入所得の変動に影響を緩和する対策、これはナラシということです。こういうことを検討されておるようではございますけれども、この政策の仕組みがわかればお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

先ほどの答弁と若干重複する部分がございますけれども、仕組みについてお答えをいたします。

個々の品目ごとではなくて、経営全体に着目をして支援する仕組みということになります。米、麦、大豆などの複数の作物を組み合わせた営農の水田作の経営全体に着目をいたしまして、過去の生産実績を基準に収入所得の変動に応じて補てんするものでございます。具体的には、ナラシと言われる収入変動影響緩和対策と、ゲタと言われる諸外国との生産条件格差を麦、大豆の過去の作付実績と当該年の生産量と品質に基づき補正するものとの組み合わせでございます。支援の対象となる担い手の範囲は、認定農業者と集落営農組織でございます。現段階では細かいところは明らかではございません。本年度中に決定をして、来年度中には関係法の改正をするというふうな段取りと聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

どうもありがとうございました。

次に、これも基本計画の目玉という形になっておるようではございますけれども、農地制度の改革についてお伺いをしたいと思います。基本計画の主要項目に上がっている農地制度を実行する改正農業経営基盤強化促進法が6月3日に参議院本会議で可決をされまして、5日前ですね、9月1日より施行をされたわけですが、この改正法は担い手に対する農地の利用集積、体系的な耕作放棄地対策の整備、構造改革特区など認められた一般株式会社への貸し付け、

リース方式の展開、これが三つの柱になっておるようでございますが、この担い手育成と農地の有効活用を同時に進めるねらいがあるというふうなことでございますが、この担い手への農地利用集積、これを市ではどのように考えておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

一ノ瀬農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（一ノ瀬健二君）

農地集積につきましては、市より事務委任を受けまして農業委員会で実施しておりますので、説明させていただきます。

担い手への農地集積をどう図っていくのかという質問ですが、平成6年より農地の効率的利用、あるいは担い手農家の規模拡大を進めるため、市と農協と共同で流動化推進事業を展開しております。その結果、利用権設定面積 464ヘクタール、また、あっせんによる所有権移転面積 160ヘクタール、農地流動化率23.8%と、着実に担い手への農地集積は進んでおります。しかし、1 担い手農家の規模拡大も五、六町が限界であります。これ以上の規模拡大、例えば、20町、30町となりますと、同じ場所で集積が必要になります。そのため、集落営農、あるいは法人組織への取り組みなどが必要と考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

それでは次に、耕作放棄地対策ということでお伺いしたいと思いますが、このことについては、今年度より市町村が中心になって耕作放棄地の利用増進等、総合的な耕作放棄地対策に取り組むということになっておるようでございますが、全国では平成12年には34万ヘクタールの耕作放棄地があったということですが、今現在、鹿島市ではどれくらいあるのかですね、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

耕作放棄地の現状についてお答えをいたします。

2000年農林業センサスによりますと耕作放棄地は 170ヘクタールで、耕地面積に占める割合、耕作放棄地率が 7.1%となっております。地目別で見ますと、樹園地が 114ヘクタールと最も多く、耕作放棄地率は12.9%となっています。

以上が現状ということでお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

現在、耕作放棄地が2000年で 170ヘクタールと、その中でも 114ヘクタールが樹園地ということで非常に多いわけですが、五、六年前だったかと思いますが、県の農林事務所なり、あるいは普及センター、あるいは鹿島市、J A、多良岳土地改良区等で協議会をつくられまして、耕作放棄地とか遊休農地対策に取り組んでおられたようですが、その結果、成果というのですか、現在もそういうものをやっておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

平成14年8月からだったと思うんですけれども、多良岳地区の低利用地対策事業ということで、先ほど御答弁いたしましたですけれども、樹園地の荒廃状況、管理不良園が多いということで、その中でもパイロットの荒廃化が目立つということで対策事業を立ち上げて、15年度まで実施をいたしたところでございます。

現在におきましては七浦地区を中心にいたしまして、中山間地域の農業振興という観点から、やはりミカンが主体でございますので、現在におきましては低利用地対策事業ということでなくて、中山間地の振興をいかにするかという観点で、現在でも関係機関、団体、それから地元の生産者代表ということで協議、検討をいたしているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

次、関連して質問いたしますけれども、現在、遊休農地とか荒廃園等に放牧をして実績を上げていると、荒廃園対策にですね、そういうところもあるようです。そうしますと、牛も健康的で非常にいいし、荒廃地を持った農家も非常にいいと、こういう実績があちこちあるようですが、今後そういうことを市内で取り組む考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

耕作放棄地に放牧についての御質問にお答えをいたします。

先ほど御質問の中でも牛の健康にもいいと、そういうふうなことでの御質問であったんですけれども、現段階ではいろいろ問題もあるようでございます。荒廃園が牛舎に隣接してあ

ればいいわけですが、遠いということになりますと、移動して放牧をし、いろんな事故の発生、それから設備投資の面とか、やっぱりいろいろな疾病あたりも心配がされるというふうなことで、現段階では放牧ということについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

今度の農地法の改正によりましては、この遊休農地とか、あるいは耕作放棄地の発生防止、あるいは解消のための措置が非常に強化をされたということで、市町村長からの草刈り、あるいは土石の排除などの措置命令がされると、こういうことでございますが、今後変わって、そういうような執行ができるような考え方を持っておられるのか、今後どういうふうな考え方を進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

遊休農地の行政指導についてということでお答えをいたします。

改正の農業経営基盤強化促進法の9月1日の施行ということで、これによりまして遊休農地の管理のための措置命令が創設をされております。遊休農地の管理を行う必要が発生した場合、まず、農業委員会の方から指導の強化を行っていただくことになります。それでも農地所有者等が改善を行わなかったり、また、農地所有者等が不明というふうな場合に、しかも、やっぱり緊急に除去をしなければいかんというふうな場合には、市町村長が排除命令をし、従わない場合は所有者にかわって命令措置を執行できるということになっております。また、措置に要した費用につきましては、農地所有者に負担をさせることができるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

次に、今度これも農地法の改正で変わったんですが、リース方式特区についてお伺いをしたいと思います。

意欲と能力のある者の農業への新規参入の一環として、生産農業法人以外の株式会社等の法人がリース方式により農業へ参入する仕組みを全国的に展開されるということになっておりますし、これは平成15年春に始まりました構造改革特区を受けて参入した株式会社やNPO法人は、これは農水省の調査では現在全国に71カ所、107法人に達していると、こう

ということですけれども、今度9月1日からは市町村と参入法人がきちんと農業に取り組む協定を結べば、耕作放棄地が多い地区に限り農地を借りられる仕組みを全国的に広げると、こうなっておりますが、鹿島市もそういうことになっているのか。もしなっていれば、今後そういう取り組みも考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

この創設につきましては、構造改革特区ということで、やはり先ほどの御質問の内容にもありましたように、遊休農地や耕作放棄地の解消や農地の効率的利用の観点からできたというふうに整理をいたしております。現段階では既に構造改革特区で実施をされたところがあるようでございますので、優良な取り組み等の事例を参考に、調査というか、研究等を考えてみたいと、そういうふうに思うところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

次に、市民農園についてお伺いをしたいと思います。特定農地貸付法も改正をされまして、現在は構造改革特区で認められております地方公共団体、あるいはJ A以外の農家や農地を所有していない個人企業、あるいはN P O法人による市民農園の開設も9月1日からできるようになっておりますが、これは小面積の農地を利用して自家用野菜をつくったり、子供たちの農業体験を活用したり、都市住民のニーズは非常に高いというふうに思っております。一方、市民農園を消費者交流の場としたい農家や、あるいは遊休農地の活用、解消を進める上からも私はこれは非常に必要じゃないかと、こういうふうに思っておりますが、これもまだ9月1日に施行されたばかりでございますが、今後こういうふうな農家等の市民農園の考え方、これをお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

市民農園についての御質問にお答えをいたします。

現在、市内には市民農園というものはございません。農園の利用方式と申しますか、高津原の方に1カ所あると思います。それから、収穫だけを行う体験農園ですね、こういったことで実践をいただいているのが2カ所あると思っております。

市民農園ということになりますと、トイレ、あるいは駐車場とか、いろんな設備等の計画

内容、そういったことが恐らく必要になるような内容になっていると思います。鹿島市の方でも市単独ではもちろん今のところは設置の考えもございませんし、各農家におかれても取り組みということについては、いろんな今行われています、それこそグリーンツーリズム、そういった内容の中でこれから拡大をするということになれば、一緒に研究、検討の必要があるんじゃないかと、そういうふうに思うところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

まだ通告しておりました農村の振興に関する施策、環境保全政策、資源保全政策等については、ちょっと時間の都合もありますので、今回は省略して次回に回したいと思います。

それでは次に、これは市長にお願いをしたいと思いますが、今いろいろ担当部長、あるいは課長の方から今後の鹿島市の取り組みについて説明いただきましたが、今まで5年間やってきて、これから見直して、この食料・農業・農村基本計画が行われるわけですが、これによって今後鹿島市の農業がどうなるのか、どういうふうに変えようと思っておられるのか、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

食料・農業・農村、今、我々が国の政策として方針を示されて、そういう大きな方針の中で都道府県、市町村もこの農業政策はやっております。従前の農業政策に比べると、どちらかというと、農業そのものをどうするかということに照射を当てた農業政策という嫌いが若干あったわけではありますが、農業のそもそもの目的である、まず、日本人の食料を自前でどう供給していくか、あるいはできるだけ健康を害さないようなおいしい食料をどう供給していくかと、それから、食料自給率の問題ももちろんでございますが、そういうものに幅を広げた、あるいはまた、農業が健全な発展をしていくためには、その基盤に農村というものがあるわけでありまして、こういうものについてもちゃんと保全をしていかないと。あるいはそういうものも損なわれつつあるので、こういうものについてもわざわざうたわいかんということにもなったかと思いますが、こういう総合的な今の国の方針、政策というのは、大まかなところ私もそのとおりでというふうに思っております。

今、各界各層から政策全般にわたっていろいろな御意見をお聞きしながら、今後のあるべき姿というものをとらえていきたいと、こういうふうに思っておりますし、また、農業関係者からも今までやってきたこういうものについてはやっぱりだめだと、こうするべきだと、こういう意見も聴取をしながら積み上げていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

次に、これは簡単にお伺いしたいと思いますが、18年度の農林予算の考え方についてお伺いしたいと思います。

最近の農産物は、農家数の減少、あるいは輸入農産物の急増等によって非常に価格が低迷をいたしまして、農家の所得も年々少なくなってきておる現状です。市内の第1次産業がそういうことで非常に低迷しておるわけですが、平成10年ぐらいと十五、六年ぐらいの生産額、市内の農業、林業、水産業、どうなっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

第1次産業の生産額を平成10年度、それから、直近の金額をとということでの御質問でございます。平成10年度市民所得推計によりますと 6,019,000千円、それから、平成14年度 4,614,000千円、これが市民所得推計によります生産額ということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

ただいま生産額を申されましたけれども、10年度と14年度を比べますとやっぱり七十六、七％に落ちておるようですね。非常に落ちておるわけですが、私は3月議会にもこの17年度予算のところでお伺いをしましたけれども、平成元年の農林水産予算は13％と、これが17年は 8.8％になっておるわけですね。民生費は、先ほど市長の方からも説明があつておったわけですが、元年が18.6％で平成10年は28.1％と。これはやはり国、県からの来るものにもつけにやいかんと、そして、福祉は非常に重要だということで、これは私たちも理解をしているわけでございますが、先ほども説明があつたように、全体が10億円とか18億円減ってくる中で、この農林水産業も非常に落ち込んだ中に予算をどう配分するかということも非常に大事なところだろうと思いますが、これは3月議会の市長の答弁を見てもみますと、これは福祉が重点になっておると、それから、国、県からの予算にも市もつけなければならないと、そういうことで他の予算を縮小せざるを得ないと。これは理解が大体できるわけですが、ただ、非常にこの農林水産の場合は投資効率が悪いと。特に、所得税とか税収のアップにつながっていないと、そういうことから縮小せざるを得ないということでもございましたが、私もこの前申し上げましたが、こういうふうに落ち込んだ農林水産に、落ち込んでいるからこそ、予算でも総額は別として、全体の落ち込んだ中でも比率をアップしてやっていく必要があるん

じゃないかと、こういうふうになんて考えておりますが、その辺の御見解をお伺いしたい
と思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

投資効率が悪いからこの分野に予算投入はできない、これは全くそうではありません。そういうふうには言っておりません。ほかの市町村と市全体のいろんなデータを駆使して比較をする場合に、結局この第1次産業に多く投資をしている鹿島市と、そうでない市町村と比較をすれば、そのあたりは正当な比較にはならないということでそういうことを言ったわけでありまして、いずれにしても、福祉分野、医療分野、非常に国の制度として決定をされますので、これにそのまま従うという形を市町村はとらざるを得ない局面があります。そういうことで、そっちの福祉の方の分野が、あるいは医療の分野が非常に今までもふえてきましたし、先ほどちょっと触れましたが、今からもそっちがふえてくるだろうというふうに予測をしております。そういった中で、ほかの分野はやっぱり若干抑制せざるを得ないと。これは純財政的に言いますと、数字の出し入れというのはそういうふうになっているという意味であります。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

最後でございますが、今、非常に農林水産物の販売高も減っておるわけですが、やっぱりこの辺で農家の奮起を起こさないかと私は考えております。そういうことで、昨年9月議会でも申し上げましたけれども、やはり市が中心となって、これはJAとか、それぞれ共催でもいいわけですが、中心となった鹿島市の農業をどうやっていこうかというふうな振興大会というのですか、こういうものを私はやる必要があるんじゃないかと、こういうふうを考えております。とにかく農家の方に一生懸命頑張ってもらおうという意味から、そういう考え方はないのかお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

具体的な実施の内容につきましては、検討もまだいたしておりませんが、平成18年度に計画をする方向で検討をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で5番議員の質問を終わります。

次に、3番福井正君。

○3番（福井 正君）

3番議員、福井でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は主に長崎本線の存続に関することございまして、その中で、県と期成会との協議というのが9回行われまして、それに私ほとんど参加いたしましたけれども、その中で私が感じたことですね、ちょっと疑問に感じたこと、それから、長崎本線の存続ということで、そのためにはやはり線形改良等が必要じゃないかなということと、それから、県が提示されました鹿島市を中心とする振興策というのがございましたけれども、この大きく三つについて御質問をさせていただきます。

実を申しますと、7月17日から19日にかけて全国かしまサミットというのがございました。これは鹿児島県薩摩川内市甕島の中ですね、以前は鹿島村と言っていたけれども、今は薩摩川内市鹿島町というふうになっているところでございます。そこで全国かしまサミットがございまして、その場でいわゆる行政のサミットがありましたけれども、民間のサミットは継続していくことになりました。きょうはそのことがテーマじゃございません。

そのとき、私は実は自分の車で現地まで行きました。まず、九州道を通りまして鹿児島まで走りまして、それから、南九州自動車道というのを通りまして串木野でおりまして、フェリーで行ったわけですけども、いわゆる串木野から日奈久までというのは高速がないんですね。帰りは実は3号線を走りました。3号線を走りながら途中の駅を一駅ずつずっとおりまして、どういう状況なのかなというのを見て回ったんです。いわゆる串木野駅というのは、これはJR九州が経営している鹿児島本線でございます。薩摩川内から八代間、これは御存じのように、おれんじ鉄道でございます。

そういう中で、阿久根市を通りました。これは3号線沿いに実は商店街がずらっと張りついておるんですね。前回、ちょうど1年前に私もそこをバスで通りました。そのときの状況もすごかったんですけども、今回行きましたら、ほとんどがシャッターです。約70%から80%ぐらい、ちょっと正確に勘定したわけじゃないですけども、シャッターがおりておりまして、あいているのは調剤薬局ですとか、レストランですとか——レストランじゃない、食堂やったですね、そういうところしかあいていないという状況であったということです。これは近くにいわゆるハイパーマーケットといいますか、いろんな職種を集めた大きな大型店舗があるということも影響しているんだろーと思いますけれども、ここは第三セクターになってからということだけではないと思うんですが、いずれにしても、将来、鹿島市があのような姿になったらいけないなということを強く感じまして帰ってまいったところでございます。

そういう中で、実は長崎本線存続期成会と県との協議というのは9回ございました。私が

傍聴して感じたことは、やはりずっと平行、交わることがどうもなかったんじゃないかなというふうに感じまして、期成会の結論としては、いわゆる長崎本線の並行在来線化には同意しないという結論を出されました。これは私が傍聴いたしておりました感覚と以前から思っておりました私の気持ちといたしても、同じようなことではなかったかなというふうに思っております。

その協議の中で明らかになってまいりましたことは、長崎新幹線計画、いわゆる武雄―諫早間の建設に 2,700億円ですね。それから、プラス肥前山口―武雄間の複線化、線形改良、あとフリーゲージトレインを導入するための車軸の変換装置等々を含めて、私はもっとかかるかと思っていましたけれども、これだけ全部して 2,700億円ということだったそうでございますけれども、ところが、これだけの費用をかけても、いわゆる協議の中で明らかになってきましたのは、佐賀県には経済的波及効果は少ないと。実は長崎県に対してもさほどでもないんじゃないかなと。これは経済波及効果がフリーゲージトレインで 1.8という数字がございましたけれども、この数字が実は九州 2 県、福岡まで入れて 3 県のことではなくて、全国に波及する効果が 1.8だということで、どういうことかいなというふうに思いましたですね。また、時間短縮効果も、当初は県で多分28分ぐらいの短縮だと言われていたんだけど、鹿島市ではやはり11分ぐらいの短縮じゃないかなと。開きがかなりありまして、最終的には多分18分ぐらいじゃないかなということでおさまったんじゃないかなというふうに私は理解しておりましたけれども、いわゆるこれだけ巨額な費用をかける割には非常に効果が少ない計画ではないかなというふうに思いました。

また、沿線地域の振興策として2回ほど協議が行われたと記憶いたしておりますけれども、この中で出てきましたいわゆる有明海沿岸道路の6年前倒しですとか、国道 498号線を高規格化にするとか、それからもう一つあるのが、いわゆる長崎本線を上下分離方式にするという話でして、下の方は佐賀県と長崎県でやられると。以前は長崎本線が第三セクターになったら年間22億円ぐらいの赤字が出るということでしたが、これが18億円ぐらいで済んでおると。ということは、これは残る限り18億円を毎年つぎ込んでいかなければいけないという、これだけかけることが本当に必要なのかなということを実は強く感じた次第でございます。

8月18日、エイブルで開催されました住民説明会の中でも、住民の方の意見というのはほとんどが新幹線問題に関して、いわゆる並行在来線がなくなることについては反対だという方がほとんどだったと思います。

そういう中で、期成会として長崎本線の存続をするという結論を出されまして、そういうことで県にも伝えられたということでございますけれども、ただ、やはり心配なことがございます。佐賀県だけでなく、福岡県、長崎県で知事懇話会の中で長崎新幹線を早期着工してほしいと国にまた働きかけると。これはつい最近でございましたね。あと佐賀県の副知事さんが住民理解に対してまた再協議をしてほしいということが新聞に載っておりました。

また、今総選挙があつておりますけれども、これは選挙結果はどうなるかわかりませんが、その結果次第でまたひょっとしたら政治的なものが変わってくるかもわからない。そういうふうに、ひょっとしたら変わるかもわからない。今、県がおっしゃっているのが、西九州一帯の発展、振興を図らなければいけない、そのために新幹線が必要だというふうにおっしゃっています。このことでひょっとしたら押し切ってこられないのかなと私は心配をいたしております。

こういう動きですとか情勢について、鹿島市としてどのようなとらえ方をなさっておられるのかということをお聞きしまして、1回目の質問といたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

福井議員の1回目の御質問の、まず、地元の同意なしで政治決着的なものが図られる心配があると、そういう可能性はあるのかというような御質問だったと思います。

政治決着の可能性につきましては、絶対ないとは言い切れませんが、可能性は小さいものではないかと思っているところでございます。

これはなぜかといいますと、一つは、議員も言われておりますけれども、国土交通委員会において、北側国土交通大臣、あるいは鉄道局長が一つの自治体でも同意がなければ着工しないとはっきり答弁をしておられます。また、佐賀県知事も公式の場で、沿線全部の自治体の同意がない限り、くい一本打たせないということを明言いたしております。さらには最近、公共事業に対する国民の目というものは非常に昔とは違ってきております。国も地方も非常に財政状況が厳しい中、このような大型プロジェクトについては、その必要性について再検証が求められていると思います。また、最近の世論調査では、昨年に比較してさらに新幹線不要論が多くなってきているような感じもいたしておりますし、このような状況を勘案すれば、住民、県民の意向を全く無視した判断はなさらないものと思っておりますし、信じております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

私もそのように信じたいと思っておりますけれども、ひょっとしたらそういうことがないとも言えないんじゃないかなと、ある意味で心配しての質問でございます。

そういうわけで、佐賀県と存続期成会との協議の中でいろんな話がされました。一つは、これは市に聞くことじゃなく、県に聞くことかもしれませんけれども、私が県に直接聞くわけにはいきませんので、市を通してお聞きしたいというふうに思いまして、ちょっと一つず

つまり確認をしていきたいなと思っています。

先ほど私も質問の中で申しました長崎新幹線計画の経済波及効果についてということで、9回の協議の中で明らかになってまいりましたのは、経済波及効果がスーパー特急方式で1.1、フリーゲージトレインで1.8、その効果は佐賀県と長崎県ではなくて、福岡県や、むしろ全国への波及効果だったということでした。したがって、佐賀県にとっては経済的波及効果は極めて少ないんじゃないかなと。そのとき多分副知事も同じように言われたような気がしたんですけど、ちょっとそのことについてまず確認をさせてください。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

経済波及効果についての御質問であったと思いますが、我々が協議いたしました中では、もちろん経済波及効果というのも資料の中には出されておりましたけれども、最近では大型プロジェクトを評価する場合には、この経済波及効果じゃなくて、費用対効果で判断をするということでありましたので、主に協議の中で協議をいたしましたものは、経済波及効果ではなく費用対効果ということについて議論を重ねてきたところでございます。したがって、この費用対効果の考え方についてちょっと考えを述べたいと思います。

この費用対効果は、総費用に対して利用者の便益、あるいは事業者の便益があるかどうか、そしてまた、総費用に対する利用者便益ですね、事業者便益が除して1あるかどうかというので判断されるわけです。したがって、総費用が分母に来て、先ほど言いました利用者便益プラスの事業者便益が分子に来て、その費用がまず1あるかどうかという判断でございまして。これが先ほど言いましたように、スーパー特急では1.1、フリーゲージでは1.8という説明でございました。これに対して期成会は、まず、スーパー特急の1.1、正確には1.069でありますけれども、これについては誤差の範囲で1を上回っているだけで、総費用額が少しでもふえたら、あるいは便益が少しでも減れば効果も当然違ってくるのではないかなという主張をしてきたところでございます。

そういうことで、例えば、総費用2,700億円は絶対今後完成までふえないのかと、そういったことを質問してきました。特に、こういった大型事業につきましては、一般的には最終的には見込み額よりもかなりオーバーしているという例が非常に多いわけですね。そういうことで、これを第1点質問してまいりました。

それからまた、第2点としては、基礎資料となっている、例えば、人口推計につきましては30年間分しか推計をされていないと。しかし、実際この費用対効果を計算する上では50年で計算してあるということで、これはなぜなのかということなども質問してきましたけれども、最終的には納得できる回答はございませんでした。

そういうことで、フリーゲージトレインにつきましても、現在の長崎本線に導入すれば新幹線に導入するのと同じ効果が見込まれますので、その導入効果等、あるいはまた、鹿児島ルートの利用効果を費用対効果から差し引けば 1.8とか、そんなになんじやないかなと、そういうことを主張してきたところでございます。

最後に、総論としては、とにかく費用対効果は、議員言われますように、佐賀県、長崎県にとっての効果を測定するものではなく、全国 320ブロック間の移動を計算するということで、それであらわすということでございましたので、特に佐賀県にとっては1をかなり下回することは想像できますが、各ブロック間ごとの効果は計算できない仕組みになっているということで、これについても明確な回答はなかったところでございます。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。このとき、ちょっとこれは関係ないですけどね、いわゆるB/Cという言葉を使いましたですね。あれは私たちわからんとですよ。ベネフィット・パー・コストということでしょうけれども、この言葉はやっばりやめていただきまして、費用対効果ということで統一をしていただきたいというのが私の一つ望みでございます。これはどうでもいいことですけども。

もう一つ、次の確認です。長崎新幹線の時間短縮効果について、経済波及効果と一緒にかなり長い時間議論がされました。国及び県ではフリーゲージトレインでの時間短縮効果は当初28分という言い方をされておりましたけれども、ずっと協議の中でしていったらそうでもなかったと、それほどのことはなかったんじゃないかなと。実際、期成会では11分ぐらいじゃないですかということになっていたと思いますけど、そういうことでよろしゅうございますか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

3 回目の御質問にお答えをいたします。

時間短縮の時間の問題でありますけれども、県から示された運行案の中でですね——失礼しました。時間短縮効果の件は、県から示された資料の中では、現在のかもめで1時間47分、それから、国のスーパー特急で1時間24分、その差が23分という形で資料が示されております。しかしながら、これら時間短縮を比較する場合に、現在のかもめは鳥栖、佐賀、肥前山口、肥前鹿島、諫早、浦上、それから長崎ですね、こういう形でとまりますけれども、国で示された新幹線につきましては、全体的にどこの駅にとまるかわかりませんが、三つ程度の駅にとまるという時間で試算をしております。しかしながら、こういった短縮効果

を計算する場合には、同じ数の駅にとまるという形で計算をしないと不公平じゃないかなという主張を我々はしてきたところです。

そういう意味で、同じ停車駅数にとまることで計算をすれば、現在は1時間47分の最速かもめがさらに時間短縮をされて1時間45分と。そして、もう一方の新幹線につきましては、3駅ぐらいしかとまらん結果ですから、それに4駅ほど加算して計算をしますと、1駅当たり2分30秒ぐらいかかるという形で計算しますと、1時間34分ぐらいかかると。そういうことで、実質的には11分ぐらいの差ではないかなということでも私は主張をしているというところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと補足説明しますと、時間を追って時系列的な説明と中身を織りまぜながら説明いたしますと、初め県は時間短縮効果は26分と言っていたわけですね。これはホームページなんかにも、それから、いろんな広報なんかにも載っておりました。26分ておかしいでしょうというふうに我々はずっと申していたわけです、協議に入る前から。そのうち、昨年の年末に政府が23分だというふうに言いましたね。ところが、その後もまだ26分と県は言っていたわけですね。それで、最終的にはこの23分は県は認められたということになります。

去年まではこの23分差、26分差というのは、最速同士を比べた数字やったんですね。今の白いかもめの最速の時間と新幹線の最速の時間と比較して23分と。それが合い中は1駅しかとまらんというふうに聞いておったんです。県から確かに聞いておったんです、1駅しかとまらんで23分と。私たちがいろんな検証をし始めました。時間短縮効果、1駅しかとまらんところじゃないとか、そのうちに急に、いや、三つの駅にとまって23分違うんですよというようなことを言い出されたので、ちょっとおかしいじゃないですかと。だから、国土交通省がそう言っているとか、我々が確認できない場所からの発信ということでいろいろ数字がずっと変わってきたわけですね。またそのうち、いろいろ議論をしよりましたら、いや、実際は費用対効果の計算には18分を使っていますというふうなことを言い出されたわけですね。結局、どれがどれかわからないですね。

したがって、結局、最速が何駅にとまるのか、あるいは1日の運行の中で、例えば3駅にとまるのが何本あるのか、各駅停車が何本あるのか、あるいはその中間が何本あるのか、これがわからないと精密な時間短縮の比較はできませんね。そこで、今一番基礎的にわかりやすいのは各駅停車です。これは何駅にとまるとかなんとか言わんでいいわけですから、これで現行の白いかもめのダイヤ、それから、新幹線の白いかもめ、これは23分と言っておりましたが、その後、白いかもめの方は2分短縮になりましたね。ですから、21分を計算の基礎にしております。各駅停車で21分差がありますと、一番速いもの同士。これから逆算して各

駅停車で言いますと11分と。しかし、これも正直に言うとは無理な議論です。だから、私の方も11分引きますから、23分とか26分とか言わんで計算式に使ってある18分で統一しましょうやと、こういうのであ言い、こう言いて、これは幾らでも茶々をつけられるわけですからね。そういう提案をしましたが、結局、県の方は乗っていただけませんでしたので、今までどおり私たちの方は11分と言いますよと、県の方は23分と言ってくださいと、そういうふうなことで終わっているわけですね。

この時間短縮効果というのは非常に重い意味合いがあるんですね。この計算、新幹線ができると、これだけの時間短縮効果が発生しますと。そうしますと、結局、こっちに来たり、向こうに出たりする人たちがそれだけ便利になりますからふえますよと。そのふえることによっていろんな効果が派生しますと、こういうことなんですね。したがって、この時間短縮効果が幾らあるかというのは非常に意味を持っているということですから、そういうことでお互いに統一見解が出なかったということでもあります。

この時間短縮については、後ほど御質問があれば、またいろんな私どもの提案もございますので、そのとき申し上げます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

時間短縮効果について、例えば、26分だとしても、11分だとしても、実は余り差がない。本当は1時間短縮するとか、そういうレベルだったら時間短縮効果もあるんでしょうけど、五、六分の差ぐらいでということは、やはり大した時間短縮効果とは言えないんじゃないかなと私は思っております。

次に行きます。

これも確認なんですけれども、肥前鹿島と肥前山口間のJR九州による運行案というのが、昨年の11月だったと思いますけれども、JR九州の専務さんやっただすかね、副社長さんやっただすかね、その方がお見えになりまして説明がございました。肥前鹿島—肥前山口間の運行を——運行です、経営じゃないですね。運行をJR九州で行う、線路の保守整備は県で行うという、いわゆる上下分離方式というのを提案されました。そのときは特急は1日10本、私は片道10本かと思っていたら往復10本やっただすね。大変少ない特急でございました。このとき疑問を感じましたのは、運行で経営じゃないですね。経営じゃないということは、その特急がかもめなのか何なのかわかりませんが、特急と言っても、これが本当に博多まで行かれるとやろうかと、肥前山口でとまるとやなかろうかと、そういうことがあるんじゃないかなという一つ懸念がありましたのと、1日上下50本ある特急が10本になる、5分の1に減るという、これは我々利用者にとっては大変不便になるということは間違いないことでありまして、また、普通列車で行って肥前山口でみどりとか、新幹線ができたとしたら新

幹線に乗りかえるという形になるんでしょうけれども、いずれにしろ、どうも肥前山口あたりでとめられて、それから先に行かれん懸念もあるんじゃないかと。

今、普通電車で一番遠くに行くのは門司港まで行きよるですもんね。門司港まで行かれるわけですよ、博多を通り越して。そういう非常に便利な長崎本線が非常に不便になるということがございます。

また一つ心配なのが、電車が残るかなと。電車で運行されるのか、ディーゼルカーで運行されるのか。電車だと今のまま使えるんですけども、ディーゼルカーだとまた全然条件が変わってくるわけですね。ディーゼルですから、いわゆる在来線を通して博多まででもどこでも行かれはするとですけども、非常に電化の部分がなくなるということは、一つは見栄えが悪いということもありますけれども、それだけじゃなくて、せっかく今までインフラ投資された分が消えてなくなるということになってくると思うんですよ。

そういうＪＲ運行案に対して私が今懸念を示したことについて、もしお答えがあればお答えしていただきたいと思いますけれども。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

御質問にお答えをいたします。

肥前山口から肥前鹿島間のＪＲ九州の運行案が出ておりますけれども、県の説明では、先ほど議員が言われましたように、この間は上下分離方式で、運行はＪＲが行い、基盤については県が維持していくと。したがって、特急は上下10本程度と本数は少なくなります、そのほかはこれまでと変わりませんというような説明があっておりますが、これをそのまま聞けば、これまでどおりかもめ、いわゆる電車が上下10本博多まで走り、普通の電車がこれまでどおりの本数で佐賀行きは佐賀までちゃんと走るものと想像いたしますけれども、この点については詳しくは説明されておられません。しかしながら、これまでの協議の中での説明の節々を思い起こしますと、何本かは佐賀まで乗りかえなしで行けるようにＪＲと協議、あるいは申し入れをしますとか、そういった話が出てまいりますので、第三セクターにもしなれば、そこはあくまでもディーゼルカーが走るということは決まっていると思いますので、恐らく肥前鹿島－肥前山口間も電車で走るということはないのかなと、その可能性が強いんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

どの箇所にあったか忘れましたが、経営分離後はレールバスを走らせるとあったですね。レールバスというのはディーゼルカーです。特急列車だけ電車ということは、では、レール

バスを走らせずに普通列車も電車で走らせた方が早かとなりますので、そんなことにはならないというふうに思っています。

それから、これは皆さんに一番大事なことを申し上げますと、県の説明、あるいは建設推進論者はこういうことを言います。このままじっとしておっても長崎本線は続かんじやいわからんたいえ、こういうことを言うんです。これは政府が保証しているんです。どういうことかといいますと、協議の中身を皆さんよう聞いておられたと思いますが、まず基本的な数字を申し上げます。現行、長崎本線は1日に6,500人の乗車密度で走っていますということですよ。現行6,500人。片方、新幹線の方はスーパー特急で6,100人、それから、フリーゲージトレインで6,800人走りますと。6,500人、6,100人、6,800人、これは覚えてくださいね。じゃ、新幹線とは関係——例えば、できんやったと。今のまま長崎本線がどういふふうになっていくかと。今現在6,500人ですけど、今後50年間、1日平均は6,100人の乗車密度で走りますと。これは計算の基礎でそういうことを言っているんです。そうしますと、これはどういうことになるか。あたかもこのままいきよるぎ人口も減るけんが、そいけん乗車する者が少のうなるけん、この長崎本線はなくなるとやなかなという心配はあろうもんと言われる人がありますが、今後50年間6,100人は乗りますと、政府が新幹線には6,100人、6,800人という同じ保証をしたじゃないですか。そうでしょう、そういうことでしょう。まずそのことを考えてみてください。

これはやっぱり建設推進論者がいろいろ言うことに惑わされてはいかんと思うんですね。今は6,500人ばってん、6,100人は今後50年間乗りますと。この6,100人というのはどれくらいのレベルかといいますと、新幹線に2,700億円かけて建設をして、スーパー特急でいくぎ6,100人と同じなんです。こっちは長崎ルートを2,700億円もかけじ、費用ゼロで6,100人、同じ効果があっているんですよ、同じ乗車人員あるんですよ。結局、費用対効果とか経済効果とかいうのは、何人お客さんが来てくれるかでどれくらい効果があるかということでしょう。既に2,700億円をかけてスーパー特急で走らせる効果が、今後50年間この長崎本線にはあるということなんです。裏返しをしたらと、そのことの証明が、保証がなされたと私は協議を通じて確信を持ったんです。そういうことでしょう、皆さん。数字をびしっと基本を押さえたら、そういうことになります。

それからもう一つ、おもしろい計算、これは計算上の話ですが、6,100人が6,800人にフリーゲージトレインによってなりますと。1日700人ふえますということですよ。これはふえるかどうかはまた別の問題です。ふえると仮定をしても、例えば、こっちの長崎本線のベースで言いますと、特急列車は50本通っています。700人ば50で割るぎ幾らになるかと、14人でしょう。特急列車1本に14人ふえるために2,700億円をかけてフリーゲージば導入してと、ぎゃんなるわけですよ。14人ですよ、1本に。7両編成のとき、1両に2人ですよ。こういうことをやろうとしているのが今回の新幹線長崎ルートの本質だということです。

こういうちゃんと確認されたデータをもとにいろんなものを積み上げていきますと、決して私たちがやっていることは間違いじゃないですし、また、私たちがいろいろ言わんでも県民がその本質を直感的にわかってもらっているということになると思います。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

私が先で聞こうと思ったことをすべて答えていただきましたので、質問しにくくなりましたけれども、めげずに質問いたします。

これもまた確認ですけども、長崎本線の第三セクターによる運行案というのがございました。これはいわゆる上下分離方式ということですよ。線路の保守整備は佐賀県と長崎県で行いますと。列車の経営といいますか、運行といいますか、これを第三セクターで行うと。おもしろいことですが、運行の収支は現行の本数であれば黒字経営が見込めるというふうに県が言っておられます。しかし、これは皆さん御存じのとおり、肥薩おれんじ鉄道を見ましても当初見込みどおりいかない。あそこかなり赤字が山積していますよね。しかも、あそこは J R 九州から、いわゆるあそこの職員さんの給与を出して、しかも、J R 貨物から年間 1 億円もらった上での赤字ということです。ですから、こちらとちょっと条件は違いますが、本当に黒字が出るのかなということでございます。

それから、平成 8 年に経営分離の話が出ました、長崎本線、長崎新幹線の建設計画がですね。いわゆる短縮ルートという形が出ましたとき、たまたま私もそれに少しかかわっておりましたから、その数字を聞いておりましたけれども、そのときには J R 九州が長崎本線を経営すると 22 億円赤字が出ますよとおっしゃっておったんですね。ところが、最近の県との協議の中ではこれが 18 億円になっておりまして、4 億円減っておりました。どういう意味で減ったのかわかりません。しかも、その赤字の分というのがほとんどが線路の保守整備にかかる費用じゃないかなというふうに想定できますよね。それを除けば黒字なんですから。

ところが、松浦鉄道、これは皆さん御存じのとおり、あそこは黒字の三セクということで説明されておりましたけれども、実際には減価償却をしないという形での黒字だったと。いわゆる今回車両が古くなったから、また 20 数億円かけて車両を買わないけんという状況が生まれてきたということだったと思います。福岡の甘木鉄道についても、あそこは黒字だというふうに言われていますけれども、鉄道部門を見ても実は赤字だと。だから、ほかのところから補てんをすることによって何とか黒字になっているという状況だと思いますし、あと全国の三セクをいろいろ調べてみましたら、本当の黒字というのは一つしかありませんでした。これは新潟を走っているほくほく線というのがありますけれども、これだけが実は黒字でした。ここは上越新幹線と北陸新幹線の代替、これは三セクなんですけど、それを結ぶための鉄道ということで、これだけが実は本当の意味の黒字だったんですね。

ということは、第三セクターというのは通常やったら経営は成り立たないという認識でおられるのか、そのことをまず確認いたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、県の試算で黒字になりますと。これは私は今から全く否定します、議論の中で。今の試算の中でもおかしいんで、今いみじくも指摘されました減価償却の部分ですね、これはどこの三セクも減価償却をしていないと。その上で赤字の黒字のと言っているということですが、大きな矛盾があるんですね。次の、例えば、松浦鉄道でも車両の入れかえ時とか何とか、あるいは大きな改築工事をせにやいかん、そのときは県が出しますよと言っているわけでしょう。これは結局、減価償却というのは毎年毎年粗利が出てから、税制上、合法的に次の投資に備えて利益を保留できるという仕組みでしょう、減価償却費というのは。それをその時点その時点では否定しておって、節目になった、車両入れかえとか何とかせにやいかん場合、県が出すというなら、これはやっぱり赤字ですよ、そがんでしょう。

それから、例えば、運行を肥前山口から肥前鹿島までＪＲ九州がやると。これはＪＲ九州が今、株式の上場を予定しておられますね。株式が上場になりますと、株主代表訴訟で利益の上がないところに何でずっと補てんし続けるかと、こういう訴訟が株主からあった場合はどうしますかということです。いろんなことが起こってくるんです。

ですから、これは三セクというのは成り立ちもしません。成り立っているところというのは、結局、その地域に成り立つだけの人口があるということなんですね。そこが一番の基本です。あるいは何か特別な要因があるということでもあります。そういう要因がない、要素がないところは、これはやはり赤字であるというふうなことで、幾ら説明されても、都合のいい数字ばかり並べて机上論で言われても、我々はですね、零細企業であります、私ももともとは経営者の端くれですので、それくらいのことはすぐわかることです。行政の人は、県の職員さんたちも単式簿記になれておられますので、我々のような複式簿記で物事を考えるという習性があられませんか、あれで通用すると思っておられるんですね。そこは大間違いであります。

○議長（小池幸照君）

３番福井正君。

○３番（福井 正君）

以上、幾つかの点について、まず確認をいたしました。

今までの御答弁でわかりましたように、長崎新幹線自体は、やはりかける費用に対して経済波及効果——費用対効果ということですから、これが少ないと。また、時間短縮効果もないと。また、並行在来線として第三セクターで経営しても、県とか市、地方自治体の負

担というのは大変大きくなりまして、鹿島市民にとりまして不便になるということでございますから、これには私も賛成できないなというふうに思っています。

そこで、これは私の提言をさせていただきたいと思いますが、長崎本線を改良することで、現在の新幹線計画よりもはるかに少ない費用で時間短縮効果もあるような私の考え、素人の考えですけれども、ございますので、これをまず提言させていただきたいというふうに思います。

まず、長崎新幹線というのはフリーゲージで、最近、スーパー特急からフリーゲージに変わってしまいました。フリーゲージトレインというのはどういうものかといいますと、実は整備新幹線計画というのは全国で何カ所、かなりの数がありますですね。ところが、実際には、いわゆる整備新幹線として整備をされない線路、九州でいきますと日豊本線がありますし、四国の予讃線もありますし、紀勢線もあるし、いろんな線路があります。これらのいわゆる新幹線として整備されない地域がフリーゲージトレインというのを導入しようと。これは積極的に運動をされています。じゃ、こういう線路でどういうことをされているかといいますと、やはり在来線の線形改良ですとか複線化ですとか、それから、フリーゲージですから車軸変換装置をつくるということで、新幹線のいわゆるフル規格、1,435ミリの線路の上を走らせましょうということが実はフリーゲージトレイン。いわゆる新幹線のかわりにはならんかもわかりませんが、かわりにできているということだと思います。

これは時間短縮効果を調べてみますと、新幹線の1,435ミリの線路を走るときは、新幹線の規定というのがあります。新幹線というのは時速200キロ以上で走る鉄道だというのが新幹線だそうございまして、在来線の最高速度というのは、先ほど申しました第三セクターのほくほく線というのも160キロというのが最高速度なんです。これは踏切がないんです。いわゆるスーパー特急方式で日本で初めてつくられた単線ですけれども、線路だそうございまして、ここは踏切がないから160キロで走れると。踏切があったら、どうしても130キロ以上では走れないと。なぜかと。踏切で何かあってとめたとき、お客さんが慣性の法則で前に全部倒れてしまうと。そういうことがあるから走れないという技術的な問題があるそうございまして、そういうフリーゲージトレインを長崎本線に持ってきたらどうでしょうかという提案でございます。

実は長崎県のホームページを見ていますと、佐世保線にフリーゲージトレインを走らせると書いてありましたですね。この間、市長の説明がありましたけれども、この中でも、肥前山口ー武雄間を複線化するというふうになっているわけですから、武雄から佐世保までの間を線形改良をしますと、一部複線化をしますと、何かこちらの長崎本線で言っているようなことを向こうで言っていっちゃって、その結果、数分の時間短縮効果がありますと。ただ、フリーゲージになりますから、フリーゲージに乗った分だけまた短縮できるということで提案をされております。

今、長崎本線を走っている白いかもめ、これの平均走行速度がどれくらいかなと。これは走ったりとまったりするということを全部抜きにしまして、実際あそこまでが140何キロありますから、この間を何キロで走っているかなといいますと、70キロか75キロぐらいのスピードでしか走っていません。じゃ、どこでおくられているのか。長崎―諫早間というのは速いんですよ。肥前鹿島から博多までも結構速いんですね。これは100キロ近いスピードで走っています。肥前鹿島から諫早間が70キロぐらいでしか走れない。これは一つはカーブが多いということと、在来線の普通電車が来ますから、その待ち合わせの時間があるとか、いろんなことがあると思いますけれども、ここの区間だけを整備すれば、同じ100キロ以上で走ることができます。例えば、さっき言いましたように、踏切がない線路ができれば、これは新幹線と同じになりますけれども、実は200キロで走ることができる。現実には狭軌ですから160キロぐらいが最高でしょうけれども、それでも現在よりもはるかにスピードアップすることができるというふうに思います。

ここで、じゃ、かかる費用がどれくらいかなということを私なりに計算してみましたけれども、多分肥前山口から武雄温泉間が複線化して線形改良されますね。このときの費用をそのまま当てはめることはできませんけれども、これに若干上乗せをするという形で、多分単線をつくったとしてもキロ当たり20億円ぐらいでできるんじゃないかなと思いますので、高くかかっても400億円ぐらいでできるんじゃないかなというふうに思います。ですから、ここで時間短縮することによりまして、今の新幹線の計画と同じくらいの時間短縮が十分にできるんじゃないかなというふうに思います。

それから、先月の30日に佐賀県の商工会議所議員大会というのがございました。そこで各市から、8市ですけれども、そこからいろんな提案が出されています。実は鳥栖市の提案に図面が載っておりました。その図面を見ますと、いわゆる新幹線、鹿児島新幹線が走っていますね。鳥栖駅というのは現在の鳥栖駅よりも、多分3キロか4キロぐらい手前にできるようになっているようです、その図面を見れば。それに対して長崎本線は直角にぶつかっています。ということは、鹿児島新幹線の方が遠くならざるを得ないということですが、問題は、直角ですから、フリーゲージにしてもそのまま乗り入れることができるんですよ。ということは、中原あたりからずっと引き込み線をつくりまして、ぐるっと迂回する。というのは、途中で国道34号線が入っていますから、それを乗り越えていって、そして、大きなカーブで新幹線にフリーゲージを乗せると。これだけ考えても、今県の提案されておるフリーゲージというのは、引き込み線が約1キロぐらいで多分考えていらっしゃると思いますが、そんなもんじゃできんじゃないかなと。かなり費用もかかるし、あそこら辺は市街地ですから、用地買収もかなりかかるんじゃないかなというふうに思いますですね。

ですから、フリーゲージにして、私が提案いたしております長崎本線の線形改良、単線でもいいんですが、線形改良をしていって、それをフリーゲージ、ちょっと予測よりもかかる

かわかりませんけれども、そこまで入れても 500億円もかからないでできるんじゃないかなと思います。ですから、これは私個人的な考えとしてそういうことを提案いたしたいと思いますが、答えようがないと思いますけれども、もし感想がございましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、フリーゲージトレインですけど、県の説明によりますと、国土交通省は新幹線長崎ルートにしか導入しないと言っておられるということなんですね。それは私はそのまま、はい、そうですかと信用するわけにはいかないと思っています。現に全国7カ所で期成会をつくってみたり、あるいはその県の重点要望として国に知事が要望されてみたり、いわゆるフリーゲージトレインが在来線から乗りかえなしに新幹線に乗り入れられると、こういうことですので、新幹線の可能性が少ないところは全部それを望んでおられるわけです。九州でも日豊本線ですね。それから、先ほど言われましたように、佐世保線も長崎県は今から導入するように推進をしていくと、運動をしていくというふうなことを言っておられます。したがって、この長崎ルートしかフリーゲージトレインは導入しないというのは、私はそうはならないと。高い建設費を投入して、そして、このフリーゲージトレインが完成をして、ここだけしか導入しないと、そう考えるのは大体おかしいですね。

それから、JR九州がフリーゲージトレインについては、私は新幹線をつくらなくても在来線に導入すればいいじゃないですかと、同じフリーゲージトレインの効果が出るじゃないですかという提案をいたしましたら、JR九州は否定していると。JR九州は今新幹線長崎ルートをつくりたかばっかりですから、そいけん、こればうんと言うぎんにとにやできんごとなるぎいかんと思って、それは否定しますよ。しかし、現実には新幹線長崎ルートができないと決定したら、やっぱり導入はしますよ。それはお客さんが望んでいること、そのことによってお客さんがふえるならば民間会社として当然のことです。

ただいま御提案いただきました線形改良、これはやはり複線化とまでも言わなくても、線形改良を一部すれば最低数分は時間短縮ができるというふうに思っております。大まかの計算で、新幹線を新たに建設するのに1キロメートル当たり60億円と。そして、在来線をやるのに1キロメートル当たり15億円と。4対1ぐらいの費用比率というふうに聞いております。したがって、この比率を武雄―肥前山口間に当てはめると非常にいびつな数字に、あれは30億円ですか、なっているんですね。そのことをもう少し私たちも精査していきたいと思っておりますし、また、全線複線化、全線改良となりますと、それは900億円とか1,000億円とか、県が言っておるようにかかりませんが、一部でいいと思うんですね。

それから、フリーゲージトレインを導入する、あるいは線形改良をする、あるいはダイヤ

の工夫によって12分30秒ぐらい時間短縮できるわけです。こういうものを複合的に合わせますと20分何がしかの時間短縮は出てくるという我々の提案を、福井議員から提案いただいたものをあわせてやっていきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

もう一つ、実は鹿児島新幹線と長崎新幹線計画のいわゆる時間距離の問題がありますね。鹿児島新幹線というのは博多から鹿児島まで、あそこは 280何キロやったですかね。博多から長崎まで 147キロか 148キロある。ということは、半分ぐらいの距離しかないところを同じ時間なんですよ。いわゆるフリーゲージトレインで走っても同じぐらいの時間がかかるんです。ということは、たった 147キロぐらいのところに鹿児島に行くのとなぜ同じ時間なのかなと。だから、本当の意味の時間短縮効果というのは、フル規格にしてですよ、フル規格にした場合はあそこを平均 220キロで走れますから、早ければ25分か30分で長崎まで行きます。こんな短い新幹線が要るかという異論が出てきますけど、だから、そこまでやらないと実は新幹線の効果はないと私は思っています。ところが、県はこれは否定されております。ところが、江北町の田中町長はそのことを一番懸念されています。もしフル規格になったら、肥前山口は当然とまらんですよ。ひょっとするぎ、佐賀駅もとまらんかわからん。こういうことになったときどうなのかなと、実は私も懸念はしております。だから、フル規格に対する懸念というのはお答えいただかなくても結構ですけども、私はそういうふうに懸念を持っているということでございます。

それからもう一つ、この時刻表を見ていておもしろいことがございました。鹿児島本線です。長崎本線じゃないですよ。鹿児島本線の鳥栖から博多間です。鳥栖－博多間に午前7時から午前10時までかけて、ダイヤを見ますと、特急有明が走っています。ソニックが走っています。かもめがありますね。それから、あそこのゆふいんの森というのもありますね。合わせますと、7時から10時までの間に22本走っています。普通電車と快速合わせて42本、計64本が複線、2本の線路の上を走っています。これは1本当たり2分30秒か40秒に1本実は走っているということになるんですよ。大変過密なダイヤ編成になっています、鹿児島本線自体は。だからこそ鹿児島新幹線が必要だということだろうと思いますけれども、この時間帯にかもめに乗った方、経験されたかわかりませんが、博多駅に時間どおり着かんとですよ。私なんかも遅いときは5分ぐらいおくれて着いたことがあります。それだけダイヤが込み入っているの、どこかでトラブルが一つあると、要するに時間どおり着かないという状況があります。ところが、鹿児島新幹線ができて、かもめは別として、いわゆる鹿児島本線を今通っている特急を全部新幹線として走らせるとしますと、現在の在来線があくんです。20本近くの列車があきます。ということは、非常に運行が楽になりますし

て、実はこちらのスピードアップも十分できるという計算ができます。だから、わざわざフリーゲージをつくって上を新幹線を走らせることもなく、上に鹿児島新幹線ができたばかりに十分時間短縮ができるというのを時刻表を見ていて発見いたしました。これは答弁要りません。

こういうこともありまして、いわゆる県と期成会との協議の中でいろんなことを話しされていまして、私もいろんな疑問を感じたり、ここはどうなのかなということを感じたりしたことをきょうはいろいろお聞きしたということでございます。いずれにしましても、現在の長崎新幹線の計画というのが余り好ましいものではないなという気が私はしています。

じゃ、次に行きます。

次は、いわゆる佐賀県が提示されました振興策というのがございましたので、時間がなくなってきましたが、振興策に行きたいと思えますけれども、期成会との協議、6回目だったですかね、7回目だったですかね、そのときに、いわゆる長崎本線沿線の振興策というのが示されました。あれを見ますと、ほとんど鹿島市に関することばかりだったというふうに思っています。そのときおっしゃったのは、県は西九州一帯の振興のために新幹線を建設すると。それを結ぶ道路をつくることで振興策としたいというふうなことをおっしゃっていました。この協議を傍聴されておった方からの御意見なんでございますけれども、もうちょっと深めた議論が欲しかったなというのが、傍聴されておった方の御意見としてございました。

私もこの案を最初見たときには、例えば、有明海沿岸道路というのは大体整備路線になっていましたから、できるというのはわかります。ただ、6年前倒しというのは、ああ、そうかな、意外だなという気がしましたし、498号線の高規格道路化というのは市としても要望されていまして、実は私も商工会議所の会員なものですから、私たち鹿島商工会議所としても以前からずっと要望をしておったことなんです。ところが、この計画は30年先にできるかどうかわからんよという答えしかいただいていたいなかったものですから、あの場でこれが出てきたということは、私としてはほんなことかいな、できるぎにやうれしかねと単純に思いました。ところが、これは新幹線に同意をする見返りじゃないかなと。いわゆる同意をしなければどうなるのかなということが実は非常にあります。ですから、鉄道もちろん必要です。鉄道は大事なことですけれども、こういう道路もやはり必要だと思うんですね。いわゆる高規格で直接武雄北方と結んだり、佐賀に行ったりということは必要だと思います。

こういうことについて、鹿島市として、例えば、新幹線計画とのいわゆるバーターということを抜きにして、どういうふうに今から取り組んでいかれるのかなということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

振興策の(1)と(2)がありますが、いずれにしても、これは経営分離と差しかえという考えは全く持っておりません。坂井本部長さんがとうとうこの地域はおくれていることを言われましたので、今回協議をしてよかったなと思いました。県がこの地域がおくれているということをはっきり認識されたということでもあります。やっぱりおくれているところにはそれだけの手を差し伸べるという本来の県の役目があるわけですので、他地域並みまでにはやっぱりやっていただきたいと。そういう意味で、これは新幹線の経営分離とは何も関連づけはしないというふうに私自身思っております。

国道 498号の準高速と言われました。今言われましたように、私が30年先にならんと、これはスタートできるかどうかかわからんですよと言ひんさったと言ひましたら、いや、これは佐賀県方式でやりますと言われるんですね。佐賀県方式で何ですかと。佐賀県方式でやるとしても、結局、国道整備でやるのか。国道整備費は今でん足らん足らんですね、県内どこでも需要がありますから。それでは県事業でやる。県事業といっても、県の単独費用だけでできるわけないんです。やっぱり国の補助が要ります。国の補助が半分なり55%要ることになれば、やっぱり国土交通省と打ち合わせをしておかんと、こういう提案はできないはずです。いまだもって国土交通省と打ち合わせをしてみてくださいと言っておりますが、打ち合わせしておられません。

例えば、先ほど橋爪議員が農業政策についていろいろ御質問なされましたが、県の補助事業で農家の方が、農業関係者がこれをやってくれと市に要望されたとしますね。その場合に、やっぱり私としては県と綿密な打ち合わせをして、これならいけるばいとなってからしか、これをやりますと言えませんか。そうでしょう。県から補助ばもらわんばらんとば、私が勝手にやりますと言うわけにいかん。それと同じことですよ。これをやるにしろ、やっぱり国土交通省がうんと言ったかどうか、認可をすぐ出すかどうか、それからまた、県としてその財源的な裏づけがあるかどうか、あるいは全県的に、ここまで現時点で新幹線と差しかえのような形でやるのに全体の合意ができるか、これはまだいろんなハードルがあるわけですね。だから、いきなり机上論で提案をされても、受けとめる側としてこれを受けとめるのさえない状況なんですね。

したがいまして、やっぱりもっと地に着いた現実味のあるいろんな議論にならないと、私は議論そのものにならないと思っています。そういうことであります。（発言する者あり）

ああ、済みません。当然、有明海沿岸道路とか国道 498号も去年、重点事業として県が発表されておりますので、この基本的なことについてはぜひやっていただきたいと、これは望むところであります。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3番（福井 正君）

実はこのことは、いわゆる市民の中に強く要望したい、希望したいというのがあるんですね。後の振興策第2のところでは質問しますけれども、例えば、工場等ができたときに、やはりインターチェンジに近いところじゃないと工場誘致は難しいというのは当然あります。ですから、そういうことも含めまして、いわゆる高規格道路ですけれども、こういうのが鹿島に来る。だから、長崎本線が残って、そして、この高規格道路とか沿岸道路が——沿岸道路も高規格道路ですけれども、こういうのが鹿島に来て、できたら沿岸道路は諫早まで行っていただいて、長崎との結びつきも強くなるということになってくれば、今現在の鹿島市の国道の状況というのは、207号線があつて、498号があつて、444号があると。国道が3本走っていますよね。これプラス沿岸道路と、いわゆる498号の高規格道路ができることによって、ある意味では鹿島市は交通の中心になれると。だから、次の新しい展望が開けてくるんじゃないかなという気がしております。

ですから、これは残念ながら新幹線計画との取引という形で今提案をされておりますけれども、そういうことを抜きにしても、これにぜひ強く取り組みをしていただきたいという、これは要望でございますので、もし答弁ございましたら。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

そのことは私たちも経営分離とは別に要望していくと、これは市民会議でもそういうふうなことを約束しております。

いずれにしても、鹿島までですよ、今の時点で。やっぱりこれは県がよく言われますネットワークというのは、両方通じておかにゃいかんですね。鹿島が大都市ならば、例えば、福岡までやるぞ、どこからじゃい福岡までという線がいっぱいありますね。しかし、鹿島市はそうじゃない。だから、やっぱり沿岸道路も鹿島までじゃなくて、鹿島から諫早まで、あるいは環有明、こういうふうなことが完備されないと機能しないと思うんです。そういうことで、これは中・長期的にまたいろいろ要望もしていきたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

そのことについては、私も強くお願いしていきたいと思います。

次に、振興策第2について、これは具体的なものはほとんどなくて、ほとんどが鹿島市でも既に取り組んでおられるようなことが提案されていまして、どういうふうな支援をされるかどうかというのは具体的に何もわかりませんでしたから、この振興策ということじゃなくて、鹿島市としてこれらのことにどう取り組んでいかれるかなということについてまず質問

をいたしたいと思いますけれども、鹿島市は今、非常に財政が厳しゅうございます。あと5年かけて20億円ぐらい削減をしなければいけないという厳しい状況の中で、財政基盤強化策の中の増収策というのを見ました。増収策を見ますと、例えば、その職員駐車場の値上げですとか、いわゆる身内のところで何とか少し使用料を上げたりとかいうことだったと、完全に読んでいるわけじゃないですけれども、私は今のところ理解しています。ところが、やはり鹿島市で産業の基盤を強化して、産業を活性化して、結果的に税収が上がって増収になるという、これは当たり前の話なんです、それを図っていかなければいけないと思うんですね。ですから、先ほどの振興策1の道路のことも大事です。これはいわゆるインフラの整備という意味で大事なんですけれども、それプラスやはり実際の産業が活性化をしなければ、今後鹿島市というのは衰退していくんじゃないかなというふうに思っています。

そういうことで、これは以前というか、2年前の6月議会、ちょうど私が議員になりたてのころでしたけれども、そのとき質問したのを思い出しまして、そのときにグリーンツーリズムというテーマで質問しました。その後、県の提案ではブルーツーリズム、これはいわゆる漁業の方ですね、これまで実は提案が載っておりました。そのグリーンツーリズム、先ほど橋爪議員も質問されましたけれども、いわゆる農家で農業体験ですとか宿泊ですね、泊まることによって、そこで都会と田舎の交流をしていく。しかも、宿泊をすることによって、そこで売り上げという形で上がってくる。それで農家の方の収入になっていくということなんですけれども、実は九州の中でも農家民泊というのは大分県、前回質問しましたときは大分県の安心院町が大体主体になってやっておられましたけれども、今回また調べますと、ここも大分県ですが、九重町の方がちょっと規模が大きくなっておりました。料金を見てみますと、宿泊、農業体験で8,900円という料金をもらえると。ということは、一般の旅館に泊まるとよりか安く、農業を体験しながら、農家の人たちと交流をしながらいろんなことができるということがグリーンツーリズム、あるいはブルーツーリズムなんです、前回質問しましたときも、農家に関しましては、旅館業法というのがありますけれども、これの規制をかなり緩和されている。今でもそれは変わっておりません。あとは消防法の問題もあるし、食品衛生法の問題もありますけれども、かなり緩和されている。ただ、これは農家しか今のところできないということになっておりますので、農業の方だけが対象なんだろうけれども、前回質問しましたときは何とか取り組みたいですねというような答弁だったと私も記憶いたしておりますが、今現在どういう状況になっているんでございましょうか。そのとき私は、そういう方たちがある程度組織化をして、都会の方を受け入れるためにいろんなことを勉強したり協力したりするのをつくったらどうですかという提案をいたしましたけれども、それが今どのようなになっているのかお答えしていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

福井議員にお答えをいたします。

グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、いわゆる農山漁村の民宿を活用した滞在型観光といいますか、そういうことだそうです。おっしゃるとおり、一昨年の議会で質問をいただいております。そのときには、おっしゃったように、規制がかなり緩和されているから、今チャンスだから取り組んではどうかというような御提言だったと思います。そのときの答弁は、関係各課連携して普及に努めていきたいというふうな答弁をいたしております。その後、関係する地元とは協議をずっとしてきているようでございます。けれども、まだ民宿をやるという結論までには至っていないというふうに聞いております。

海の方もありますし、山の方もありますし、非常に地元も前向きなところもあります。先日、実際に会ってみても、話をしてみようかというところもありますので、再度今回提案をいただきましたので、これまでの協議を踏まえまして、また、地元もいろんな課題もあると思います。ですから、地元の意向を尊重しながらさらに協議を深めていきたいというふうなことで御答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

ありがとうございました。今、有明海に干潟体験で鹿島市の七浦海岸に、多分昨年度1万5,600何人だったかと思います。ことしも、私も聞くとおるところによりますと、約2万人ぐらいの干潟体験の方が見えています。これは実は間に旅行社が入っています。旅行社が入っていて、大手の旅行社が実はあちこち呼びかけて連れてきているんですね。ですから、鹿島市独自でいわゆるグリーンツーリズム、ブルーツーリズムを企画したにしても、そういう方たちが既に鹿島市に業者として来ていらっしゃることなんですね。だから、ある程度組織化をしてやろうということになれば、これに多分乗ってこられるんじゃないかなと思うんですよ。幸い鹿島市にはそういう干潟体験という実績があります。だから、海のこととはそれできると。今度は農家でやる。それから、もうはしょって質問しますが、例えば、中木庭ダムの周辺ですね、いわゆる能古見地区、あそこは自然の館もあります。それから、門前には祐徳稲荷神社もございまして、酒蔵通りもあります。鹿島市というのはすごく魅力的なところですから、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムといろんな歴史的なものを組み合わせるという形でやっていくことによって、いわゆる1次産業の発展にもつながると思いますし、それから、鹿島市全体の浮揚にもつながっていくんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、こういうことはいかがでしょうかという私の提案でございまして、御感想をお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

振興策2という中で一つの御提言をいただいたわけですが、詰まるところそういうことなんですね、振興というのは。どうも県が今から何ば言うてくんしゃろうかにやと、何でんしてくんしゃつとやなかろうかと、ぎゃん期待しとんさるけんですね、若干私は何で期待しんさるとかなと初めはわかりませんでした。というのが、財政の問題を自分がよくわかっているからね。県の単独でこの種のことをするというのはまずないんですね。やっぱり50%近くの市の持ち出しがあるわけです。その市の持ち出しがそう軽々にできないと。今やろうとすれば、今やっている事業を何か取りやめて、そのお金を振り分けんとできないと、こういうのを十分わかっていますから、県もいろいろそういうことはやっぱり言われんだろうと思っておりましたが、どうも県のそのあたりがちょっとまだ混同して提案をされるかもわかりませんので、そこの間仕切りはまずせにやいかんと思っております。これはどこの市町村でも一緒です。今いろいろ言われても、手出しばせんばらんごたる事業は新規事業でできんわけですから。

結局、今回の財政基盤強化も、いわゆる産業基盤を強化して税收をアップすると、これはもちろん政策面ではそうですけど、財政基盤強化計画というのは政策面というよりも、むしろ財政面から切り口を開いて、そこからどうするかという話ですので、そのあたりは今後の総合計画なりにやっぱり入れていかんやいかんと思います。いずれにしましても、そういうふうにさまざまな工夫をしてやっていく、そういう中で県にも援助をお願いしていくと、こういうことになっていくというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

これは質問というよりも、もう時間がございませんので、最後でございます。

冒頭から申しましたように、長崎新幹線計画、武雄―諫早間のたかだか40キロぐらいの距離に2,700億円かける、それから、武雄―肥前山口間にまたお金をかけると、こういう巨額な費用をかけて新幹線をつくる必要があるのか。先ほどから明らかになりましたように、いわゆる経済的な効果も少ない、時間短縮効果も少ない、こういうのに私は乗る必要はないと思っております。それよりも、やはり現在ございます長崎本線を改良することによって末永く私たちも使っていき、私たちの子供、孫の代までこれが残っていくように、私も運動をしたいと思うし、行動をしたいと思っております。

今、大変財政も厳しい中で、鹿島市の将来がどうなっていくかわかりませんが、最後に私も提案いたしましたように、やはり鹿島市に住んでいる方たちが自分たちで鹿島のまちを活性化しなければいけないんじゃないか。そうしないと、まちというのは決してよくな

っていかない。国とか県だけではまちは決してよくなることはないというふうに私は思っておりますので、こういう自分なりの考えを述べまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

以上で3番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後2時58分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

1番議員の徳村でございます。ただいまより一般質問をしたいと思います。

今回の一般質問は、大きく分けて4点について質問をしてみたいと思います。

まず第1点目ですが、NPO法人等の活動に対して当市の取り組み方とは。そして、その中に指定管理者制度がございますので、この点についても質問をしてみたいと思います。

次に、当市の乳幼児医療費について。これはきょうの午前中、松尾議員も質問されましたけれども、重複する点があるかと思いますが、答弁は省略せずをお願いいたします。

次、3点目ですね、子供を産み育てる環境づくりとして、これは子育て支援、女性就業支援、児童手当、保育料と書いていますけれども、子供を育てる環境づくりとしては、やはりこういったことはすべて密接に絡んでいるというところで質問をしてみたいと思いますので、一つ一つをとって質問という形ではございませんが、答弁はちょっといろんなところに飛び散るかと思いますが、よろしくお願いいたします。

最後、4点目が不登校児の対応についてですね。

以上4点を質問させていただきます。

また、併用としておりますけれども、中身が一問一答のような形になっておりますので、この後は発言席から質問をさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

徳村議員、1問だけここでよか。

○1番（徳村博紀君）続

済みません、ふなれなもんで。

それでは、1番目のNPO法人の活動についてということで質問をいたします。

NPO、これは指定管理者制度という部分とも密接な関係にあるわけですが、当市では現在、財政基盤強化計画を打ち出して、経費の削減、あるいは節減に取り組んでおられること

と思います。そういった部分においても、今後非常に重要になってくるのではないかと考えております。

まず、この議場の中にいらっしゃる皆さんは指定管理者制度というものはほとんど知っているというふうに思いますが、ケーブルテレビを見ていらっしゃる方、市民の方々はなじみが薄い言葉だと思いますので、簡単に説明をいたします。

平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの管理委託制度が廃止され、新たに創設された制度です。委託管理制度のもとでは、公の施設の管理を委託できるのは、地方自治法により公共団体、市町村や土地改良区、公共的団体ですね、農協や自治会、こういったところが出資する出資法人などに限定されておりました。これが指定管理者制度では、指定管理者となることができるものの範囲について法律上の特段の特約がないことから、民間企業や、あるいはNPO法人などを含む法人、その他の団体が議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となったという制度です。

この指定管理者制度の目的、これは大きなもので、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。これは今、地方財政というのが非常に逼迫した中で動いておりますが、この経費の節減という部分がやはり一番大きな部分ではないかというふうに考えます。

そこで、私がこれは調べたところなんですけれども、これは北九州市門司のビール、赤レンガ館と。これも以前は31,900千円かかっていた管理費が、これはNPO法人に委託をされて12,000千円と、これは20,000千円ぐらい違うわけですね。こういったことがあると。もう一つは県内、これは東与賀町の文化ホールふれあい館というところがございます。これは61,000千円から39,000千円に減っているわけです。ここも20,000千円近く削減されているわけです。こういった中からも、NPOに関する委託というのは非常に重要になってくるというふうに思います。

まず、当市がNPOに対してどのような考えを持っていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

徳村議員の1回目の御質問で、本市のNPOの考え方についてお答えをいたします。

本市は、ガタリンピックの実施に見られますように、官と民の協働体制はほかに先駆けて確立されていると思っておりますのでございます。今日におきましても、各種の事業やイベントなどは官民協働で、あるいは民主導で実施されておるところでございまして。このため、市内には多くのボランティアグループ、あるいは村おこし、地域おこしグループなど広義の

NPOが多数存在をしております。

一方、鹿島市にはNPO法人と言われるものが、年度当初までは福祉関連の3法人がございました。これらNPO法人の設立については、これまで県の方で手続きがなされておりましたために、市は直接関与をしてこなかったところでございます。しかしながら、近年、官民協働社会づくりの推進については県におきましても積極的な取り組みがされておまして、本市にもNPOの設立支援、あるいは活動支援などを行うNPO法人がつい6月に設立をされたと聞いております。

このような中、地方分権の推進のため、県からの権限移譲も積極的に行われておまして、鹿島市も市民サービスの向上の視点に立って、できるものから積極的に移譲を受けてきました。しかしながら、行政におきましては、厳しい財政状況の中にあって組織のスリム化が図られ、移譲は受けたいが、受ける余力があるのかという新たな課題が課題として生じてきたところでございます。

今後も地方分権、あるいは行財政改革の推進に伴いまして、官から民への流れは一層加速するものと思われます。官民協働が進んでいる鹿島市におきましても、期間が限られたイベントなどはボランティア活動の範囲で十分対応できるかもしれませんが、恒常的なもの、あるいは専門的な知識、あるいは技能が必要なものにまで、おのおのが生業を持ちながら取り組まなきゃならないボランティア活動に求めるのは無理があるというふうに思っているところでございます。そこにNPO法人の存在意義があると考えております。

なお、本市におきましても、今後スリム化を図る上でNPOとの連携は当然重要になってくるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど答弁の中に、6月に設立をされたというNPOの法人団体があるということをおっしゃいました。それは私も話は聞いておるんですが、東亜工機さんが旧跡地ですね、今は移転されて新しいところに移っていらっしゃいますけれども、その東亜工機さんの跡地の部分をNPOさんに無償で提供すると、貸し出すという話がありますけれども、これについて市では何らかの対策、そういったことは考えていらっしゃるのか、どうかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

6月に市内で設立されております新しいNPO、これは長い名称ですけども、特定非営利活動法人佐賀西部市民活動サポートセンターフロンティアというようなNPOだそうでご

ざいます。議員からのこのような一般質問の通告がありました二、三日後だったんですけれども、ここの事務局長さんとお話しする機会がございました。それで、お話をする中で、先ほど議員が言われますように、旧東亜工機の事務所の跡を東亜工機の会長さんの方から無償で貸してもいいというような話があって、現在そこを借りるように手続をしていると。そして、これについては、県の中間支援組織としての認定を受ければ、ある程度補助を受けながら整備ができるということで申請をしていると。その認可が、ちょうど私が9月1日だったかと思えますけれども、お話しした前日ぐらいにその認可の通知が来たということで、その費用で今から若干事務所に適するように改造をしていきたいというような話がございました。それで、それが済めば、そこに移転をしたいということでございます。

そういうことで、先ほど答弁の中で県から権限移譲がなされているということを答弁いたしました。今年度もNPO法人の設立認証等、一連の事務移譲についての打診がっております。市としても、住民サービスの面から見れば、市内でNPO法人の設立の手続ができれば便利になるということは間違いございませんので、受ける方向で検討をしていますけれども、先ほど言いましたように、行政のスリム化とどう整合性をとっていくのかという問題もございます。そこで、今回設立されて、県から地域拠点づくりの活動支援事業の認定を受けて、先ほど言いました旧東亜工機事務所跡に入ることになったNPO法人さんでありますけれども、こことまさに設立や活動支援を——そのNPOさんというのは、NPO法人の設立とか、あるいは活動支援そのものを目的としているNPO法人でございますので、ここと我々が権限移譲で受けようとしている事務ですね、そういったことについて連携、あるいは活用を図ることで、そうすればNPO法人の育成にもつながっていくのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど受ける方向でということで御答弁いただきましたけれども、NPO法人でもいろいろな分野があって、その業種に対応できるNPOだったり、あるいは全く別のNPOだったりいろいろ存在するわけですが、例えば、もしその業種に対応できる能力があるNPOがあったとしますよね。そういった場合に、そちらのNPOの方に任せていってもいいという考えはありますか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

先ほど申しましたように、この新しくできたNPO法人というのは、NPO法人の設立や活動支援そのものを目的としているところでございますので、例えば、私どもがNPO法人の設立のためのいわゆる認証事務等、一連の事務を県から移譲を受けた場合には、そこらの協力を得ながらやっていけるんじゃないかなと思っております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

県からということですか、市単独じゃなくて。県から要請があった場合ということですか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

今までそういったNPO法人の設立手続というものは、県が一括してやっていたわけですね。それを今回すべてを市に移譲するという打診が来ているわけですよ、これを受けるか受けないかどうかと。それを受けることによって、そこらあたりを我々もまだそういったNPOの認証事務等についてはまだ知識が十分ございませんので、そのためにそういったNPOが専門的な知識を有しているならば、そういった知識等を利用することはできるんじゃないかなと思っております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

ぜひ市の方できちんとやれるように整備をしていただきたいというふうに思います。

次に、この指定管理者の選定方法、例えば、今回もいろいろ条例改正なされておりますけれども、今まで実績があるところについては引き続き業務をそのまま移行していくというふうになっておりますけれども、この後、新規、こういったものが出てくると思います。こういった中で、その指定管理者の選定方法というのが出てくると思います。この点について伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

徳村議員の指定管理者の選定方法ということでございますけど、まず、指定管理者の選定に当たりましては、条例、もしくは規則の中で公益的な管理運営が見込まれるかということで、公の施設でございますので、平等利用の確保ができるかということ、また、公の施設の設置目的がございます。その設置目的とか理念に合った事業がその指定管理者に指定した場合に見込まれるのかということですね。公の施設でございますので、福祉の増進に寄与する

ものが公の施設ということになっておりまして、指定管理者にした場合には安定した行政サービスの提供を受けられるか、また、事業効果が見込まれることが期待できるかというようなこともございます。また、一番大きな目標といたしましては、経費の削減を図られるかということでございます。

そして最後には、指定期間中、6月議会の中では原則5年程度ということで申し上げました。その期間中、安定した管理運営を行うことができる実績とか人的能力ですね、人材、人数を有しているのかというのが大きな判断材料、もしくは大きな要素になるということだと思います。

選定のやり方につきましては、基本的には直営か指定管理者の導入、もしくは候補者の選定につきましては、それぞれの部で方針を打ち出しまして、これまでの活動の実績、委託の実績とか効果、また費用面ではどうなのかというのを各部で検討いたしまして、公募するか、また単独指名でいくのかは庁議で決定するような段取りで事務を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど選定方法についてお伺いしましたがけれども、私がこの部分で一番聞きたい部分というのは、この選定方法について透明性があるかということなんですね。まず、指定管理者制度のもとで施設運営への利用者、住民の参加、住民監査請求を含めた住民のチェックと改善の手續が法的にこれは保障されておられません。指定管理者が得た個人情報の保護についても、これは同様に言えると思います。流出が心配になると。

指定管理者については、毎年事業報告書、これは業務の実施状況、あるいは利用状況、料金収入などの実績の提出が義務づけられております。これは議会への報告義務はありません。また、兼業は禁止規定が適用されず、設置者、首長ですね、そして議員、その他の親族が経営する事業者が設定される可能性もあり、腐敗、不正の危惧があると。そしてまた、指定管理者に対してお金の出し入れの監査を行うことはできますが、業務そのもののチェックの監査は対象になっていないと。これは監査の対象になっておりません。こういうことでは、適正公平な運営、あるいは運営の的確なチェックができないというふうに思います。この点について、選定方法についての透明性がどうなのかということをお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

この指定管理者制度の導入でございますけど、総務省通知におきますと、指定の申請に当たっては複数の指定者に事業計画書を提出させることによることが望ましいとなっております。

して、しかし、地域によりましては、施設の性格上とか個々の施設をめぐる状況はそれぞれ違うと、千差万別であるということで、公募が絶対的な条件とはなっておりません。しかし、選定に当たりましては、先ほど徳村議員が言われましたように、住民説明、透明性の確保ということ、そして、住民に対してどうしてこの指定管理者を選定したのかというのを私どもも責任説明をしっかりとしなければならないというふうに思っておりまして、そのためにも議会にこの指定管理者の議案を提案するものでございまして、また、その中でも十分な議論をしていただきたいということで、私どもも選定に当たりましては、この指定管理者の導入の趣旨に沿った慎重な対応、住民の福祉サービスの向上ということで、その辺の目的に合った選定を検討したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

我々議会は、この点についての的確なチェックができるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議会に提案をいたします際には、指定管理者から事業計画書とか計画、また予算も含めておいただきますし、私どももそういうふうなことで業者等を詰めていきたいというふうに考えておりますので、その点につきましては十分な情報を議員の皆様にも提供したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

透明性をどう考えるかということと、抱き合わせとして議会がチェックできるかということとは同義語だというふうに思いますが、今確認しましたが、まず、指定管理者を決定するときは議会の議決が要ります。これはそこに何で指定をしたのかというチェックになりますね。それから、またもう一つは、徳村議員の御質問は、毎年どうしているかという報告義務がないじゃないかと、それで議会がチェックできるかと。これは鹿島市の場合は報告義務を課せていいです。どうせこういうものはなあなあで済ませられる問題ではないですし、内部だけでごちゃごちゃするわけいきませんので、これは公平性、透明性をちゃんとするためにも、鹿島市の場合はそういうふうにしていいというふうに思っております。これをどうするかは、また事務的に詰めさせますが、そういうふうにしてよろしゅうございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

先ほど市長の御答弁の中で報告義務を課していいということを言っていただきましたけれども、これは要するに議会への報告義務はないんですが、報告義務をやるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

毎年の経過なり結果報告をいたします。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

ありがとうございました。

次に、この指定管理者に当たりまして、これはいろいろ範囲が広がってくると思います。いろんな分野にかけて指定管理者という制度に移行していくと思いますが、どの部署を指定管理者に委託していくのか。例えば、体育施設であれば体育館、陸上競技場、野球場、キャンプ場、そして、社会教育施設であれば公民館とか中央公民館ですね、そして図書館、児童公園、市民会館、コミュニティーセンター等もありますけれども、公営住宅、あるいは道路とか河川といったところもあるわけですが、これについてどの範囲まで委託していくのかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今回、私どもが指定管理者を導入する公の施設といたしましては、議案審議の中でも御審議をしていただきますけど、7施設を検討いたしております。これにつきましては、18年度からその施設の管理というのが始まってまいりますので、今議会に提案しなければ来年4月からの維持管理が難しいということで、7施設を予定しているものでございます。

そのほかの施設につきましては、法の改正もあっておりますし、従前は個別法の施設については指定管理者を導入することはできなくなっておりますけど、それぞれの個別法の改正もあっておりますので、それにつきましては毎年検証をしていきたいということで、指定管理者の数もその都度ふえてくるのではないかなというふうな予測を立てております。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

では、その都度公募という形をとられるわけですね。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

指定管理者の指定につきましては、公募、もしくは単独指定という方法がありますので、その都度その二つの中の選択をしていくということになるかと思います。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

今回議会ではほとんどが指定管理者制度への移行による条例の改正だというふうに思いますけれども、指定管理者制度の趣旨が今回の指定管理者制度への移行に対して反映されていると思いますか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今回提案をいたしております議案につきましては、先ほども申しましたように、18年9月からは直営、もしくは指定管理者の導入ということを期限が決まっております。それで、今回の指定管理者制度の議案につきましては、従来の委託業者を指定管理者としてお願いをするというような議案を出しておりますけど、今回の議案につきましては、私どもが従来の委託業者を指定管理者に選定をするという議案でございますので、これは今からその方向で議論を進めてまいりますけど、十分な制度の導入に当たるような条例の提案というふうに考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

次に、今現在、財政基盤強化計画の庁内の正案ということで、先日、8月26日付の資料をいただいておりますけれども、この中で6ページですかね、市民会館、生涯学習センターエイブルについては、平成18年度開校予定の鹿島市民立大学に指定管理者制度を活用して委託するというふうに、これはあたかも決定したような書き方をされておりますが、先ほど課長言われましたけれども、公募なのか、それとも指名でやっていくのかということはあると思いますけれども、基本は私は公募だというふうに思っております。そういった中で、他の団体が指定管理者に公募をされた場合、これはどうされますか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

私どもの考えといたしましては、原則公募ということでございます。その条件といたしましては、先ほど申し上げましたように、導入の目的がございました。公的な管理運営が見込まれるのかというようなこと、そして、指定期間中に安定した管理運営を行うことができるかということ、そして、実績とか人的能力を有しているかということが重要な指定するに当たっての項目になるかと思います。しかし、今現在、それに見合うような団体があるのかなのかというのは、私どもの方はまだ実際能力を有しているかということは判断しておりませんので、そこら辺もそういう団体がございましたら勉強させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど御答弁の中で団体の実績ということも選考の内容に入ってくるというふうに言われましたけれども、新しくNPOが立ち上がるということになりますと、そこに実績があるかどうかというのは、ちょっと私はないような気がするんですけどもね。その点について、実績というのは選考の中で大きな部分を占めるんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

指定管理者の導入に当たりましては、NPO法人はほとんど実績があるところは少ないというふうに私どもも考えております。それで、そのNPOの方々につきましては、先ほど企画課長が答弁いたしましたように、いろんな民間企業の方との連携を持たれた上で、民間との協働というような形でその事業を取り組んでいただいたらどうなのかなということで、それで実績づくりをしていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

ありがとうございました。

次に、当市の乳幼児医療費について質問いたします。

午前中、松尾議員の方からも質問がありまして、私が聞きたい部分が答弁の中に入っていましたので、その部分は省いていきたいと思います。

まず、当市の乳幼児医療費について、この乳幼児医療費は、今現在35市町村、49市町村から35市町村に変わったわけですが、各市町村によってこれは異なっております。まず、当市の乳幼児医療費体制がどのようになっているかお願いします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

先ほど松尾議員の方にもお答えをいたしました。3歳未満までにつきましては300円を個人負担していただければ、残額については県、市の双方で2分の1ずつを支払うような制度で実施をしております。また、3歳児の歯科医療に限ってでございますが、この部分については、鹿島市の単独事業ということで無料化をしております。これは平成15年度から実施をしております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

他の市町村の状況を調べてみました。県内では7カ所の自治体で、お隣の白石町もそうですけれども、3歳未満は1カ月300円と。あと就学前までは償還払いと。この償還払いというのは、病院でお金を払いまして、そこでレシートをもらいますね。そのレシートを持ってこういう役場の窓口に行けば、その分のお金を払い戻していただけるという仕組みで、実質は無料ではないかなというふうに思いますけれども、こういった子供たちにも親にも優しい環境があるんですけれども、この点についてどういうふうに考えますか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

本年4月1日現在、市町村合併が進みまして、県内35市町村になっております。このうち、鹿島市を含めまして22の市町村が何らかの形で3歳以上の医療費助成を行っております。

先ほど徳村議員の方からお話がありましたが、現在9市町村が、所得制限があったり、半額助成というところもございますが、小学校の就学前までの助成をされております。当然、鹿島市でもそれらのことを考え合わせまして、3歳児の歯科医療のみということになっておりますが、その部分については新設をして、新たな事業を起こしたというところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

歯科医療は3歳児までですね。3歳児までなんですけどね、実際は生まれて1年ぐらい歯がないわけですからね、実質は3年間。だから、そこを考えると5歳ぐらいまでやっていただいてもいいんじゃないかなという気が私はいたします。松尾議員も一生懸命就学前まで何とかならないかということを先ほどおっしゃっていましたが、それを実施した場合

に40,000千円から45,000千円ぐらいかかるということを先ほど御答弁されておったようですが、まず、この40,000千円から45,000千円の財源を生み出す方法を考えたことはありますか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

実は40,000千円から45,000千円というのは、3歳未満児で約40,000千円かかっております。それで、3歳以降というのは、保育所等へ通う機会があって集団生活をする、ということをお案しますと、それ以降が医療費が余計かかるんじゃないかということでそういうふうな試算をしておりますが、財源をどうやって生み出すかと。ちょっと若干福祉部門にお聞きいただいても非常に困るところもございますが、福祉の中ではそういうことで、例えば、何らかの形でお金をおもらいするという形はいきませんので、うちの方ではやっぱり国の制度、県の制度、こういうところから助成をしていただくような形の資金の持ち込みという形で、そういうことでは要請をしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

福祉事務所に直接こういうことを言っても財源が出てくるわけではないんですけれども、やはりこれは庁内できちんと話し合った上でいろんな配分がされているんだろうというふうに思いますけれども、やはりやろうと思えば、まず財源をどこから確保していくかということが非常に大事になってくると思いますので、ぜひ何を優先的にやっていかなければいけないかということをきちんと把握して、順番をつけていただきたいというふうに思います。

次に、これはちょっと私の家庭もそうなんですけれども、まだ6カ月の小さい子供がいるんですけれども、今、私は3人子供がおります。今、保育園に1人行っているんですけれども、この一番上の子が保育園に行くと風邪をもらってきます。そしたら、全滅するわけですね、兄弟が。そういう状況で、例えば、子供が1人であれば、これは医療費というのは1人で済むんですね。ただ、これが3人、4人となりますと、これが3倍、4倍かかってくるということになるんです。これは財政が苦しい中でこういうことを言ったら非常にしかめっ面受けるかもしれませんが、これが我々の子育てをやっている年齢層、30代から40年代前半ぐらいの方だと思いますけれども、この実情があるんですけれども、実際どのようにこういう現状をとらえていらっしゃるのか、感想を。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えします。

お答えといいますか、感想をとということなんですが、実は私も3人子供を持っております。もう成人しましたので、多分そのころは大変だったろうなという感じがしております。当然、子供に対する医療助成制度というのは大事だと思いますし、何度も申し上げますように、そういうことはお金があったら当然やりたいという気持ちは心の中には持っております。ただ、なかなか全市的な財政ということで考えますと、どこまでできるのか。例えば、うちの福祉の方だけ充実をしてくださいということも言えませんので、お願いはしつつも、やっぱり厳しいところもあるということは御理解いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

ありがとうございました。

次に、本市、鹿島市の出生率をお伺いいたします。これは出生率というのは、合計特殊出生率ですね。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

出生率というのは、本来福祉事務所の所管ではございませんが、事前に御通告の中でお尋ねがありましたので、うちの方から御回答したいと思います。鹿島市の方では独自に出生率という数字は出しておりません。そういうことがございまして、県の方の資料といいますか、県の資料を参考にした数字でございしますが、若干古くて申しわけございませんが、平成10年から14年の平均ということで1.81という数字がございます。ちなみに、新しい方では、これは県の数字しかわかりませんが、これは佐賀新聞の6月2日の情報ですが、昨年の出生率が佐賀県は1.49ということで報告があつておるようでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

実は私もこれは独自で調べました。これは佐賀市が1.52で、鳥栖市が1.48、伊万里市が1.91、鹿島市は1.81で先ほどおっしゃいましたね。多久市が1.66、唐津市が1.79、武雄市が1.83、これは県内7市の数字でございます。全国から見てどうなのかということを言いますと、全国では出生率は第4位です。そして、九州では第2位。7市の中でですけれども、鹿島市はこの7市の中では3位と。非常に県内、または全国的に見ても、この出生率というの

は非常に高い数字です。なおさら、自治体のバックアップが必要になってくると思います。

この点について、子供が全国的にも非常に高い数字で生まれているという中で、やはりバックアップ、サポート体制がしっかりしていないと、じゃ、鹿島市よりもお隣がいいわというところで行かれるケースだってないとは言えないんですよ。そういうところで人口が減少してしまうというのもやはりどうなのかなというふうに考えますので、その点についてはどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

ただいまの件についてお答えをしたいと思います。

出生率が高いということで徳村議員おっしゃられておりますが、当然出生率というのはどこを基準にするかということがあるかと思います。鹿島市は県で3番目に高い数字だということでおっしゃいますけど、総体的に言えば、この1.81、実際はもっと落ちていると思いますが、私は実はこの数字というのは特に高い数字だとは思っておりません。ただ、高いとか低いとかいうことの問題じゃなく、やっぱり当然それに対する手だてといいますか、先ほどの乳幼児医療の件もごございますし、ほかの制度でも充実をしていくべきだろうと思います。むしろ逆に、この出生率を上げるような施策という方向で検討すべきだろうと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

ありがとうございました。

次に、3点目の子供を産み育てる環境づくりとしてというところで、現在のこの点について若干疑問を――疑問というか、矛盾を感じている部分があるんですけども、子供を産み育てるという環境づくりとして、もちろん国も県も、そして市もいろいろな施策を出して、それなりに日々よくなる方向で頑張っていらっしゃると、努力されているとは思います。しかし、この問題について、先ほど矛盾ということを私は言いましたけれども、どういうことかといいますと、児童手当というのは基本的には扶養者の所得によって判断されるわけですね。ほとんどの世帯はお父さんがいらっしゃるんであればお父さんだろうし、お母さんがなっていらっしゃるところもありますけれども、そういった扶養者の所得で判断されております。ところが、保育料を見てもみますと、これは両親の所得で判断されているわけですね。

市では、次世代育成支援行動計画の平成17年3月版ですかね、これに子育てに伴う経済的負担の軽減という部分でうたっていますけれども、女性就業支援とうたっておきながら、

お母さん方、特に我々の子育てをするお母さん方ですね、この方が働きに出るということになると、これは合算で所得を判断されるわけですね。そういうところから見ると、これは合算で所得をしますと、おのずと保育料が上がるわけですね。保育料が上がるといいまでも、これはある一定の所得ですね、お母さんが 1,030 千円以下の所得であれば保育料に反映されないんですけれども、1,030 千円を超えた時点から保育料に反映されると。要するにお母さん方が働きに出て、ちょっとでも余計所得を得るようになったら保育料まで上がってしまうというふうになってしまうわけですね。その部分というのは、やはり就業支援といいながら、これはお母さん方の就労意欲をそいでしまう大きな一つの原因になるんじゃないかというふうに思いますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

若干論点が違うかもしれませんが、児童手当は児童手当法に基づきまして、その世帯の、ほとんどの方はお父さんですが、所得によって支給がなされます。当然その内容によって所得制限がございますので、支給をされない方もいらっしゃいます。

逆に、保育所につきましては世帯の収入ということで、これは私がうろ覚えで申しわけないんですが、以前は世帯の全員さん、収入がある方、所得がある方全員の所得に対して保育料がかけられていたと思います。私が子供を出すころはそうだったですので、多分そうだろうと思います。ただ、今はですね、先ほど徳村議員おっしゃられるように、両親の所得ということで限定をされております。これをどう見るかということは、非常に確かに難しいところがございます。というのは、これが制度的に国からの基準といいますか、ある程度の指導がございますので、うちの方だけどうするという形では、確かにおっしゃられるような問題点といいますか、保育料を出すために働きに行ったら保育料が上がるというのはおかしいんじゃないかと、そういうところもございますが、何分制度というのがございまして、うちだけどうしても変えるというわけにはいかないので、それを変えるように軽減措置をした場合は、その分については市町村がすべて持つような形になりますので、その辺はそういうことで、御理解はいただけないかもしれませんが、そういう状況でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほどの保育料の続きですけれども、私は教育、これはもちろん保育園も幼稚園もその中の一つだと私は考えておりますけれども、こういった教育というものにはやはりお金がかかると思います。お金をかけた分、質の高いものができ上がります。そしてまた、その観点か

ら考えますと、保育料を下げるという考え方や内容を粗末にしてしまうということは絶対にあってはならないというふうに思います。しかしながら、やはり家計の中で保育料の占める割合というのは非常に高いものがあります。現在、お母様方、特に我々の世代のお母さん方というのは、仕事に出て一定の所得を超えますと、その分も保育料に反映されるということで保育料がアップ、先ほど言いましたね。この保育料が上がった分を市の方で少しでも補うことができないのかどうか。先ほどの制度を変えることができないのであれば、その分を補うというのは市単独でできると思うんですね。その分についてはどうなのかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

お母さんの所得ということに限らず、全般的な形でお答えをさせていただきたいと思いますが、実は保育料につきましては、国が示しております基準額というのがございます。当鹿島市は、総額で申しますが、その基準額に対して17.5%の保育料、総額でですね、安くなっております。この17.5%といいますと、この部分を市が一般財源で負担するようになりますが、昨年度実績で51,840千円ございます。これらの助成をやって、よそと比べてどうかと言われますと、うちより安いところもございますし、8市の中ではうちは基準的には安い金額にやっているということで、全般的に少しずつではございますが、抑えているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

数字を聞いてみますと、非常にやっぱり高い金額がかかっているんだなという気がいたします。努力されているんだなというのわかります。

子供は国の宝、地域の宝ということも、実際いろんな方々が言っていられっしゃいますけれども、なかなかそれが形になって見えてこないという部分がありますので、非常にこの部分は残念ですけれども、ぜひこれからも頑張っていただきたいと思いますというふうに思います。

質問は変わりますけれども、私、昨年9月の一般質問の中でもこれに似たような子供に対する質問をいたしましたけれども、あれから1年ぐらい期間がありますけれども、国とか県とか市、市民にメリットがあるような政策が何か具体的にあったのかどうかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

昨年9月の議会で徳村議員の方から、子育て支援の関係で事業実施ということで受けております。それ以降、具体的に何かやったかということですが、実は目に見える形というのは正直なところございません。具体的にお金をかけて実施したという意味ではございません。ただ、先ほど徳村議員の方から御紹介いただきました次世代育成支援行動計画、これをことしの3月に策定をしまして、今後5カ年の方針を決定したことというのが一つ成果かなと思っております。

それから、子育てに関する子育て支援センターというのがエイブルの1階にあります。ここの相談件数、ちょっと私も福祉部門に来てびっくりしたんですが、電話相談まで含めまして、昨年度1年間で1,813件あっております。そのくらい子育てに対しては相談といいますか、悩みがあるんだなと。それに対してのお答えといいますか、相談業務については乗れているんじゃないかなと、そういうことで理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

最後、不登校児の対策について質問をいたします。

現在、小学校、中学校で何人ぐらいの不登校児がいるのかお伺いします。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

最新で、ことしの7月段階で、小学校で4名、中学校で23名という数字が出ております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

この中で、今、田沢記念館で受け入れをさせていただいていると思いますけれども、ここには何名の児童・生徒が来ているのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

田沢記念館で行ってもらっている「さくら」、適応指導教室の方には現在3名から4名が通っております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほどの答弁でいきますと、合計27名いる中で、田沢記念館で受け入れていただいているのが3名から4名ということでありますけれども、27人から4名例えば引いたとしても、まだ23名いらっしゃるわけですが、残りの不登校児はどういうふうな、別の対応があって、そこに受け皿があるのかどうかお伺いします。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えをいたします。

先ほどの数字から田沢記念館の分が4名ということですので、あと残りということになりますが、これは全体的な不登校についての一つの取り組みということで、数々の事業を行っています。

まず、市内の中ではいじめ・不登校対策委員会というのを開催いたしまして、この実態の把握に努め、今後の指導のあり方等の研究を行っております。それから、不登校の調査ということで、これは先ほど言いますように、実態の把握とその対策を含めての協議を行っております。

それから、あとスクールアドバイザー、これは県の補助ですが、もう一つ、スクールカウンセラーというのが国庫補助の事業でございますが、これをそれぞれ西部中、東部中の各学校に配置をしながら、生徒の相談、また家族の相談等に当たっております。

それから、心の教室相談員の派遣ということで、これは中学校に設置をしながら、生徒の悩み相談、また不登校生徒の家庭訪問等に当たっております。

それから、親と子の相談員の派遣ということで、これは県の助成でありますけれども、明倫小と鹿島小に配置をしながら、児童の話し相手、悩み相談、家庭・地域・学校の支援ということで行っております。

それから、先ほど申しました「さくら」の取り組み、これについては、平成10年から補助を受けながら始まりましたが、既にその補助が切れていますが、市の単独で平成15年度から継続をいたしております。

それから、あとは各小・中学校の学校単位で、不登校生徒宅の家庭訪問、教育相談に関する職員研修等を定期的に開催をしながら、在宅の部分も含めて、それぞれの対応を今しているところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほどの御答弁の中で、家庭訪問ということが出てきましたけれども、この家庭訪問の状況、例えば、月に1回だとか2カ月に1回だとか訪問回数とかですね、そういったことをお聞きしてよろしいですか。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

家庭訪問に限らず、家庭との電話等での連絡、そういったものが一番頻繁に行われているであろうかと思います。

それから、家庭訪問の回数は、これは個々のケースによってちょっと違いますので、定期的に年一、二回行うもののほかに、ケース・バイ・ケースで対応しているという実情でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

この不登校児について、やはり子供たちというのは、学力が低下すると。要するに、自分たちと同学年の児童や生徒が今習っている学習内容ですね、そういったところからのおくれをとるという一番の不安があるんじゃないかなという気がいたしますが、その点のケアというのは十分にされているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

できるだけその時々情報をほかの生徒とでこぼこがないように、家庭への通知等を行っている。それに、友達とかを通じまして、コンタクトを絶やさないようにしているというようなところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

今御答弁をいただきましたけれども、こういったことすべて含めて今後の方針ですね、不登校児に対する方針を最後にお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

議員お察しのとおり、不登校の要因というのが、あるいは背景となるものが極めて複雑多

様だということで、なかなか特定することが不可能に近いぐらい非常に難しい状況にあるということをまず御認識いただきたいというふうに思います。

このことが原因ということがはっきり明確になれば、そこに手だてを講ずれば一般的には解決に向かうということになるかと思いますが、何せ、いわゆる子供たちの内面にかかわる問題、心の問題というのが大きな要因でありますので、学校の先生方も必ずしもその面のエキスパートではないわけですね。そういう面で、カウンセラーとかアドバイザーとか、あるいはその他専門の機関等の支援をいただきながら、恐らくこれが今の時点ではよりベターな方法であろうと、ベストに近い方法であろうというものを信じながら対応しているというのが現状であります。これはある程度の時間を要することでありまして、やはり気長に心の変化を待つというような姿勢が、あきらめず粘り強くといいますか、そういうスタンスが今後とも私たちに課せられているところだというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で1番議員の質問を終わります。

お諮りいたします。この際、日程第2．休会の議決、日程第3．休会の日の会議を日程に追加し、議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、日程第2．休会の議決、日程第3．休会の日の会議を日程に追加し、議題といたします。

日程第2 休会の議決

○議長（小池幸照君）

日程第2．休会の議決。

お諮りいたします。9月6日は一般質問となっておりますが、台風接近により休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、9月6日は休会とすることに決しました。

日程第3 休会の日の会議

○議長（小池幸照君）

日程第3．休会の日の会議。

お諮りいたします。9月8日は休会となっておりますが、議事の都合により会議を開き、一般質問を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議あり。いいですか、異議。異議というか、意見を」と呼ぶ者あり）

採決になります。（「そしたら、意見は言えないね。反対とかなんとかじゃなかばってん

さ」と呼ぶ者あり)

これに御異議ありませんか。（「異議はあるやろうもん」「何かあれば動議を出さんば」と呼ぶ者あり）

御異議ありますか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの提案について、台風の接近ということで、あすどうなるかわからないという状況だと思いますが、もしそういう形で延期をしなくちゃいけないような状況なら、今も地図を見せてもらいましたが、そういうことで今のまま強い台風が来るということになれば、8日の日だって引きずり込むおそれが——台風は行くでしょうけど、その状況の中で後始末なんか、職員の人なんかは特にそうだと思いますが、どうかなという気がするんですよ。ということなら、そこに来てまた延ばさなくちゃいけないような状況をつくるより、いっそのこともう少し余裕を持って延ばす方がベターじゃないかと私は思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

昼間の議会運営委員会によりまして台風の進路等を確認しながら、8日は山陰付近の方に抜けるという可能性が強いということで8日に決定をいたしました。それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

それで御異議ないものと認めます。よって、9月8日は会議を開くことに決しました。

本日の日程はこれにて終了いたします。

9月6日から7日は休会とし、次の会議は9月8日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後4時28分 散会

○議長（小池幸照君）

なお、ケーブルテレビをごらんの皆様に、この場をかりまして教育委員会よりの連絡を行います。

台風14号接近のため、あす9月6日は市内の小・中学校は休校になりましたので、御連絡をいたします。あす9月6日は市内の小・中学校は休校となります。

以上です。